

新規就農支援概要一覧

令和5年9月

北海道農業担い手育成センター

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
1	岩見沢市	新規就農サポート事業	原則18歳以上50歳未満の、市内に住所を有する農業後継者。 ただし、新規学卒者、Uターン者は、(1) (2) (5)のみ	(1) 短期研修支援：基礎的農業知識・技術及び経営能力の取得を図るため、北海道農業大学校等での研修経費を助成。 (1 研修当り6万円を限度とし、対象期間は研修中及び就農後概ね3年以内。) (2) 就農進学支援：就農に必要な知識を習得するために学校教育法による大学、短期大学、専門課程を有する専修学校のうち、農業に関する学科又は農業大学校に進学する経費を助成。 (進学するための経費として年額12万円を限度とし、4年以内。) (3) 就農技術習得支援：就農に必要な技術や経営能力等の習得のための支援金として助成。 (月額10万円限度。研修計画に基づく研修期間内で2年以内。) (4) 家賃助成支援：新規参入者の円滑な研修を支援するための家賃を助成。 (家賃の2/3以内、月額3万円限度。研修計画に基づく研修期間内で2年以内。) (5) 大型免許取得支援：就農に必要な資格の取得を図るため、自動車教習所大型科に入学する経費を助成。 (入学金相当4万3千円を限度とし、対象期間は研修中及び就農後概ね3年以内とし、1回限り。)		岩見沢市新規就農サポートセンター (市役所農政部農務課農業経営係(2階27番窓口)担当) 電話：0126-35-4467 Eメール： noumuka@city.iwamizawa.lg.jp HPアドレス： https://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/sangyo_business/sangyo/nogyo_ringyo/2/1/7424.html

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
1	岩見沢市	新規参入支援事業	就農時の年齢が原則50歳未満の、市内に住所を有する新規就農者。	(1) 農用地取得支援：営農開始時における農用地の所有権取得助成。（取得価格の1/5以内、150万円を限度。営農開始から5年以内とし1回限り。） ※岩見沢市農業委員会のあっせんに基づき農用地を取得した場合に限る。 (2) 農用地賃借料支援：営農開始時における農用地の賃借料の助成。（賃借料の1/2以内、20万円を限度。営農開始から5年間。） (3) 公租公課相当額支援：営農開始時において取得した農用地及び農業の用に供する施設に課される固定資産税相当額の助成。（固定資産税相当額。最初に到来する固定資産税の期日が属する年以後3年間。） (4) 住宅取得支援：就農生活の拠点となる住宅の確保のため住宅取得等の費用を助成。（住宅の取得費又は増改築費の1/2以内とし、50万円を限度。営農開始から5年以内とし、1回限り。） (5) 経営安定支援：農業経営開始時の運転資金として助成。（月額10万円限度。営農開始から2年間。） (6) ビニールハウス等導入支援：営農開始時のビニールハウス資材、農業機械・器具等導入費用の助成。（費用の1/2以内とし、150万円を限度。営農開始後5年以内とし、1回限り。） (7) 生産条件整備支援：営農開始時の圃場整備（土壌改良含む）費用の助成。 暗きよ、明きよ、客土、区画整備、圃場の均平化及び圃場に隣接する耕作道路の整備等に要する費用の1/2以内とし、100万円を限度。就農後5年以内とし、1回限り。） ※（6）と（7）は国の経営発展支援事業が不採択となった場合のみ申請可能		岩見沢市新規就農サポートセンター （市役所農政部農務課農業経営係（2階27番窓口）担当） TEL：0126-35-4467 Eメール： noumuka@city.iwamizawa.lg.jp HPアドレス： https://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/sangyo_bussiness/sangyo/nogyo_ringyo/2/1/7424.html
2	美唄市	新規参入者等支援事業	就農研修者及び新規就農者	雇用就農資金または農業次世代人材投資資金【準備型】の対象者で一定の要件を満たした研修者、研修生に月額5万円の補助を2年間 また、この研修を修了し、市内で経営開始した方に対し年間60万円の補助を2年間		美唄市農政課 連絡先 0126-63-0114 （直通）
		新規参入者等支援事業	受入指導農家	上記の研修者・研修生を指導する受入農家に研修日数が月14日以上は月額4.5万円、月14日未満は月額1,500円		

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
3	芦別市	芦別市担い手育成条例	対象者：営農実習者 主な要件：体験実習を終えた者（農家子弟を除く）であって、受入農業者又は農業指導機関から1年以上2年以内の期間で営農実習を受けるもので、次の要件に、いずれにも該当すること。 ア. 認定申請時に年齢18歳以上50歳未満の者であること。 イ. 精神の機能の障害により農業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。 ウ. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。	営農実習助成金 助成内容：実践的な営農実習を通じて就農に必要な生産技術や経営管理方法等を取得するための期間に必要な費用の助成。 助成金額：月額75,000円 助成期間：営農実習期間内 研修旅費補助金 助成内容：実践的な営農実習を通じて就農に必要な生産技術や経営管理方法等習得するための研修に係る旅費に対する補助。 助成金額：2分の1以内。ただし、100,000円を限度とする。 助成期間：営農実習期間内 家賃助成金 助成内容：営農実習期間中に係る家賃に対する助成（市外から移住し、三親等以内ではない者から市内の住居を借りる農家子弟以外の者を対象） 助成金額：2分の1以内。ただし、25,000円を限度とする。 助成期間：営農実習期間内		芦別市役所農林課農政係 ☎0124-27-7838 https://www.city.ashibetsu.hokkaido.jp/
		芦別市担い手育成条例	対象者：新規就農者 主な要件：農家子弟及び法人就農者にあつては既存の法人に資本金を出資して構成員に加わる者を除く個人経営就農者及び法人就農者であつて18歳以上50歳未満の方	経営自立補助金 助成内容：経営開始時から1年以内に賃貸借により賃貸した農用地等も賃貸料に対する補助。 助成金額：年間賃貸料の50%。ただし、年500,000円を上限とする。 助成期間：賃貸年から5年間 経営安定補助金 助成内容：経営開始時から3年以内に農用地等の取得のために借り入れた農業関係制度資金の借入金に対する補助。 助成金額：借入金の5%。補助対象となる借入金の限度額。 個人10,000,000円 法人15,000,000円 助成期間：借入年から5年間 リース料補助金 助成内容：経営開始から5年以内にリースする機械又は施設のリース料に対する補助。 助成金額：リース料の30%以内。ただし年500,000円を上限とする。 助成期間：リース開始から5年間		

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
3	芦別市	芦別市担い手育成条例	対象者：後継者確保経営体 主な要件：後継就農者を擁する個人農業者、個人農業者又は法人就農者となつて5年以内の者が属する農地所有適格法人	経営研修補助金 助成内容：後継者育成計画(後継者確保経営体が策定するその期間が2年以内の計画であつて、その内容が後継者育成のために有効であると市長が認めたものをいう。)に基づき、農業経営に必要な生産技術や経営管理方法等を習得するための研修及び資格取得に対する補助。 助成金額：旅費、報償費及び負担金の合計額の2分の1以内。ただし、250,000円を上限とする。 助成期間：後継者育成計画の期間 経営基盤確立借入金利子補給金 助成内容：後継者育成計画に基づき、機械又は施設の取得のために借り入れた農業関係資金の借入金償還利子に対する補助。ただし、1つの後継者確保経営体につき1件の借入れに限る 助成期間：償還年から7年間。ただし、別に利子補給制度のある場合は、この限りではない		芦別市役所農林課農政係 ☎0124-27-7838 https://www.city.ashibetsu.hokkaido.jp/

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
4	三笠市	三笠市新規就農者等誘致 特別対策事業（実践研修 奨励金）	就農計画の認定を受け、 市内において農業研修を 行い、借家等に居住し、 家賃を支払っている就農 研修生	家賃の1/2以内（月額10,000円を限度）【2年以内】	要相談	三笠市役所 農林課農林係 TEL:01267-2-3996
			就農計画の認定を受け、 就農に対して必要な知識 の習得のために研修を受 ける就農研修生及び農業 後継者	北海道立農業大学校等の研修費用（交通費を除く。50,000円を限度） 【就農研修生は2年以内、農業後継者は就農後3年以内】		
		三笠市新規就農者等誘致 特別対策事業（後継者育 成奨励金）	就農計画の認定を受け、 就農に必要な知識の習得 のために実践的な研修教 育を行っている教育機関 に進学する農業後継者	進学に係る経費の1/2以内（100万円を限度）		
		三笠市新規就農者等誘致 特別対策事業（経営安定 奨励金）	就農計画の認定を受け、 経営開始時に農地、農業 用機械設備を取得又は2 年以内に市内で住居を取 得した新規就農者（農地 の取得は原則2ha以上）	取得額の1/2以内（100万円を限度）【いずれか取得時1回限り】		
			就農計画の認定を受け、 経営開始時に農地の利用 権設定を行った新規就農 者（利用権設定は原則2 ha以上）	賃借料の1/2以内（年額20万円以内）【5年以内】 ※上記取得に係る奨励金との重複は不可		
		三笠市新規就農者等誘致 特別対策事業（就農者育 成奨励金）	経営開始後の労働力を確 保するため、臨時的に労 働者を雇用した新規就農 者（三親等以内の親族を 雇用する場合は除く。）	1時間当たりの賃金に被用者の労働時間を乗じた額の1/2以内。ただし、 賃金が800円を超えるときは800円に被用者の労働時間を乗じた額の1/2 以内（雇用人数に関わらず年額384,000円を限度）		

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
5	滝川市	地域おこし協力隊（就農研修生）	新規就農希望者（地域おこし協力隊） 次の要件を全て満たす方 ①応募年の4月1日時点で18歳以上45歳未満 ②三大都市圏をはじめとする都市地域等（※）に居住地（住民登録）があり、委嘱後、滝川市に住民票を異動し生活できる方 ※詳しくはお問合せ先までご連絡ください。 ③地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方 ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない方 ⑤心身ともに健康で、地域住民や関係者と連携しながら地域おこし活動に取り組める方	○地域おこし協力隊として、本市から委嘱（市との雇用関係なし）し、離農予定者のもとで就農に向けた農業研修を実施 ○報償費27.5万円/月、その他活動費（年間150万円上限）を補助（最長3年間） ○隊員活動後に研修先の経営を継承（従業員継承、第三者経営継承）するスキームによる支援（継承までのトータルサポート）	随時募集 若干名	滝川市産業振興部農政課 農政担い手育成係 TEL：0125-28-8033 HP:http://www.city.takikawa.hokkaido.jp/230keizai/06nousei/

■新規就農支援概要（令和５年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
5	滝川市	地域おこし協力隊（就農研修生）	⑥普通自動車運転免許を取得している方 ⑦賠償責任保険及び傷害保険又は同等の保険に加入し、活動中に賠償事故や怪我等があった場合、当該保険を充てることができる方 ⑧パソコンを操作できる方（Word、Excel、PowerPoint等の操作、各種メールでのやり取りやSNS活用等） ⑨隊員として３年間活動ができる方 ⑩委嘱期間終了後、市内で就農する意欲のある方（研修を受けた経営体のもとに就農（従業員継承、経営継承）） ⑪就農時に必要となる自己資金を用意できる方	○地域おこし協力隊として、本市から委嘱（市との雇用関係なし）し、離農予定者のもとで就農に向けた農業研修を実施 ○報償費27.5万円/月、その他活動費（年間150万円上限）を補助（最長３年間） ○隊員活動後に研修先の経営を継承（従業員継承、第三者経営継承）するスキームによる支援（継承までのトータルサポート）	随時募集 若干名	滝川市産業振興部農政課 農政担い手育成係 TEL：0125-28-8033 HP: http://www.city.takikawa.hokkaido.jp/230keizai/06nousei/
5	滝川市	新規就農者育成確保対策	新規就農者	○営農経営自立補助金～就農後５年以内に100万円を上限として、農業用機械・施設・設備の取得、農地の取得・賃借に要する経費の１／２を助成	【募集期間】 毎年１月～２月 【募集人数】 ６名程度	滝川市産業振興部農政課 農政担い手育成係 TEL：0125-28-8033 HP: http://www.city.takikawa.hokkaido.jp/230keizai/06nousei/
		滝川農業塾	就農後５年未満で、おおむね40歳未満の農業後継者	○農業塾入塾者に対して、２年間のカリキュラムで受講する各種研修の受講経費を支援するほか、塾生の希望する各種研修を実施 ① 基礎研修：道立農業大学校等における研修 ② ステップアップ研修：先進地視察研修、先進農家研修、農政研修など		

■新規就農支援概要（令和５年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
6	深川市	新規就農者確保対策事業	本市において、農外から新たに就農しようとする20歳から45歳までの者で、要綱に掲げる研修等を行なった後、就農し、就農後5年以上営農を続ける者（3親等以内の親族もとでの就農は除く）	○研修生の研修期間中における住宅の無償貸与 ○研修生の研修期間中における家賃の助成 - 月額家賃の2分の1を助成（助成額の上限は月額2万円です。最大2年間助成） ○新規就農者の就農確定時における就農支援資金の助成 ・農業経営する者 200万円 ・農地所有適格法人の構成員となる者 100万円又は出資額のいずれか低い方の額 ○研修奨励費助成 - 月額3万円を上限として最大2年間支給 ただし、受入農家が指導謝金を受給する場合、合算額が月額3万円を超えない範囲の額とする		農政課農政係 TEL:0164-26-2255
			研修生を受け入れる市内の農家又は農地所有適格法人	○受入農家に対する指導謝金の助成 - 月額3万円を上限として最大2年間支給 ただし、研修生が研修奨励費助成を受給する場合、合算額が月額3万円を超えない範囲の額とする		
		就農支援促進事業	市内に住所及び主となる経営地を有する45歳以下の者で、学卒後又はUターンして農業従事者となり、将来3親等以内の親族の経営を継承し農業経営行、又は農地保有適格法人の構成員となることが確実な者	- 次の対象事業の経費の2分の1を補助（上限15万円） ・パソコンの購入経費 ・営農に必要な資格の取得経費		
		新規就農相談	新規就農希望者	○新規就農希望者からの問い合わせや相談に対応 ○要望に応じた研修受け入れ先の調整・サポートなど（市及びJAと連携して実施）		
7	南幌町	担い手育成対策奨励事業	新たに経営を開始する者	支度金10万円を支給	令和５年度・要相談	南幌町役場産業振興課農政グループ TEL：011-398-7151（グループ直通） FAX：011-378-2131

■新規就農支援概要（令和５年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
8	奈井江町	新規就農予定者研修・研修受入農家助成事業	新規就農予定者、研修受入農家	新規就農を希望する者の研修及び、その研修受入農家に対し、研修に係る諸経費として一部助成を行う。月額５千円（研修期間は１か月以上２年以内）		奈井江町産業観光課農政係 TEL:0125-65-2118
		新規就農者就農円滑化助成事業	新規就農者	研修を修了し農業に従事したのに対し、今後の農業活動の一助として助成を行う。定額50千円（1回限り）		
9	長沼町	新規参入農業者誘致等特別対策事業	就農研修者	居住場所の使用料に対し、24月を限度に1月あたり15千円を助成。		長沼町産業振興課 TEL:0123-76-8018 http://www.maoi-net.jp/
			受入指導農家	研修生1人につき、1月当たり4万円を助成。		
10	栗山町	農業新規参入者施設等導入助成事業	新規参入者	助成額：500千円以上の施設等導入経費の1/2以内 （上限額800千円） 助成期間：3年間 ※予算額の範囲内		一般財団法人 栗山町農業振興公社 TEL：0123-73-2500 URL：http://kuri-agri.org
		低コスト圃場整備助成事業		助成額：自力施工を基本とした小規模な農地等の整備。事業内容により助成額変動。自力施工2/3助成、委託施行1/2助成。 （上限額：1,000千円、新規就農加算額あり800千円） 助成期間：1年間 ※予算額の範囲内		
		農地流動化特別対策事業		助成額：経営開始3年以内に購入した農地 0.5ha以上2.0ha未満：20万円 2.0ha以上4.0ha未満：40万円 4.0ha以上：50万円 ※予算額の範囲内		
11	月形町	月形町新規就農者経営開始資金貸付事業	認定新規就農者でかつ町が認めた新規就農者	次の資産、施設等を取得する者に500万円を上限に貸付 貸付対象…農地、農業用施設、農業用機械、家畜 貸付条件…利率～無利子、貸付期間～10年以内（うち据置3年以内）		月形町農林建設課農政係 TEL:0126-53-2322 http://www.town.tsukigata.hokkaido.jp/
		月形町新規就農者等誘致促進事業	1年以上3年以内の期間で農業実習を受ける町が認めた新規就農実習者及び認定新規就農者でかつ町が認めた新規就農者	①農業実習を開始してから3年以内に就農に必要な研修に要する費用として20万円以内の額を奨励金として交付 ②就農してから1年以内に農用地の利用権を設定した場合は、1年分の賃借料又は50万円を超えない額の範囲内で、いずれか低い方の額を奨励金として交付 ③就農してから3年以内に次の農業用施設等を取得した場合は、取得価格の50%以内又は300万円を超えない額の範囲内で、いずれか低い方の額を交付 助成対象…農業用倉庫及び保冷库、トラクター及び付属備品、ハウス資材及び付属備品、農業用管理に使用する除雪機 ④就農予定日前1年以内及び就農した日から5年以内に住宅の新築及び住宅を増改築する場合は、事業費の50%以内又は150万円を超えない額の範囲内で、いずれか低い方の額を交付	募集人数：1～2世帯	

■新規就農支援概要（令和５年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
12	樺戸郡浦臼町	新規就農支援	22歳以上47歳以下の方	農業支援員制度：地域おこし協力隊員として２年間の農業支援員業務を委託し、将来の独立就農に向けた取組を支援 『委託料約２３万円／月（その他、活動に要する経費を予算の範囲内で支給）』※夫婦で就農される場合は１人につき約２３万円／月ずつ支給します。		浦臼町役場産業課農政係 TEL:0125-68-2114 https://www.town.urausu.hokkaido.jp/gyousei/kaku-ka/nousei/shinkisyuunoutaisaku.html
		免許取得支援	22歳以上47歳以下の方	大型免許等の免許取得費を支援『補助対象経費の１／２（上限２０万円）』		
		研修費用支援	22歳以上47歳以下の方	研修費用支援：農業大学校等の研修費用を支援『１０万円を限度（交通費を除く）』		
		農用地賃貸借料支援	22歳以上47歳以下の方	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地の賃借契約における賃貸借料を支援『補助対象経費の１／２（上限２０万円）』		
		機械購入支援	22歳以上47歳以下の方	新たに農業経営を行う際に必要な機械等の購入費用を支援 『補助対象経費の１／２（上限３００万円）』		
13	新十津川町	就農進学支援	50歳以下の新規就農者及び農業法人職員	学校教育法に該当する学校の農業に関する学科又は北海道農業大学校に進学し、卒業後直ちに公社事業区域内に就農するとき、４年を限度として月額１万円を助成		一般財団法人 ピンネ農業公社 TEL：0125-72-2022 FAX：0125-76-4102 HP http://www.pinne-kousya.jp/contact.html
		就農技術支援	50歳以下の新規就農者	受入指導農業者のもとで就農計画に基づく研修を行うとき、３年を限度に月額５万円を助成		
		短期研修支援	50歳以下の新規就農者及び農業法人職員	就農後３年以内に北海道農業大学校等において、宿泊研修を受けるとき、研修に要した経費（１研修当たり上限５万円）を助成		
		住宅賃借料支援	50歳以下の新規就農者（経営者と同居する場合を除く）	研修期間中及び就農後１年以上居住する場合、公社事業区域内において、２年を限度に月額賃借料の１／２又は上限１万５千円を助成		
		免許取得支援	50歳以下の新規就農者及び農業法人職員	大型特殊・けん引・フォークリフトの免許取得費用の１／３（上限10万円）を助成		
		農用地取得債務保証料支援	就農研修等（他市町村実施のものでも可）を終了した50歳以下の新規就農者（経営主の農業専従者となる者を除く）	就農３年以内に農地を取得するための経費を借入れし（上限３万円）、その残高に債務保証を付加するとき、５年を限度に債務保証料（上限10万４千円/年）を助成		
		農業施設整備取得債務保証料支援		就農３年以内に農業用機械等を取得するための経費を借入れし（上限２千万円）、その残高に債務保証を賦課する時、５年を限度に債務保証料（上限６万９千円/年）を１度に限り助成		
		就農生活支援		就農初年の生計を維持するため、就農した日から１年を限度に１人世帯は月額５万円、２人以上の世帯は月額10万円を助成		
		住宅確保支援		就農後５根以内に住宅の新規購入（中古住宅を含む）又は増改築等をするとき、要した費用の１／２（限度額50万円）を１度に限り助成		
		農用地賃貸借料支援		農業経営基盤強化法に基づき農用地の賃借契約において利用権を設定した時、就農した日から５年を限度に年間賃借料の１／２（上限20万円）を助成		
		農業法人参画支援		就農後５年以内に農業法人に出資し、構成員として法人経営に参画する時、出資額の１／２（上限30万円）を助成		
		ふるさと就農支援	50歳以下の農業後継者	農業後継者が就農計画に基づく資機材の費等の支出に対する支援金		

■新規就農支援概要（令和５年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
14	妹背牛町	新規学卒等就農記念贈呈事業	新規学卒者等	新規学卒者等の就農に対し、５０，０００円を贈呈する。		妹背牛町農業振興推進協議会(町農政課内) TEL:0164-32-3205
		新規就農者農業研修家賃助成事業	新規就農希望者	研修期間中(２年間)、家賃の２分の１、月額２０，０００円を限度に助成する。		妹背牛町役場農政課 TEL:0164-32-3205
		農業研修生受入助成事業	受入指導農家	農業研修生受入指導農家に対し、指導助成(１，５００円／日)を交付する。１人につき最長２年間。		
15	秩父別町	産業後継者新規就業支援事業	年齢が45歳未満で就業した日から起算して６カ月を経過し、次のいずれかに該当するものとする。 1. 町内に住所を有する親族が営む自営業等の後継者として就業した者、又は経営を譲り受け営む者（以下「後継者」という。）。 2. 町内で新たに自営業等を自ら興し営む者で、町長が新規就業者として適正と認めた者（以下「新規就業者」という。）。	1経営体につき対象者1人とし、50万円		秩父別町産業課農政係 TEL:0164-33-2111 https://www.town.chippubetsu.hokkaido.jp/

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
15	秩父別町	産業後継者新規就業支援事業	上記該当者について、下記の項目にすべて該当しなくてはならない。 1. 秩父別町に住所を有すること。 2. 公租公課の滞納がないこと。 3. 後継者については、自営業等の経営を引き継いで経営者となる意思を有し、同時に申請時の経営者がその意思を認める者であること。 4. 新規就業者については、自ら興した新たな自営業等を将来的に継続する意思があること。 5. 交付申請時に対象となる自営業等に従事していること。 6. 支援金の交付決定の日から5年以上秩父別町に住所を有するとともに、対象となった自営業等に従事すること。	1経営体につき対象者1人とし、50万円		秩父別町産業課農政係 TEL:0164-33-2111 https://www.town.chippubetsu.hokkaido.jp/

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
16	雨竜町	雨竜町新規就農者育成事業	・新規就農者 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年就農計画の認定を受けた者 ・新規就農予定者 自立して農業経営するまでの間、農業研修等により営農技術を習得しようとする者	・新規就農者 (1) 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権設定期間のうち、5年間に係る賃貸料の2分の1、及び農地保有合理化事業による農用地の賃借契約を締結している期間のうち、5年間に係る賃貸料2%のうち1%分の額、同事業の長期貸付事業については、10年間に係る借料率2.75%のうち0.75%分の額 (2) 就農開始後、農用地等、農業経営に係るものの取得に対し、賦課される固定資産税相当額を5年間 (3) 農業経営に必要な農用地、農業用施設等を取得導入するため借入した農業関係制度資金の3,000万円を限度として、その償還利子のうち1%以内を12年間 (4) 雨竜町内の住宅に入居した場合、その住宅料のうち2分の1の額を、月額1万5千円を限度に研修期間を含めて3年間 (5) 就農開始後5年を経過した者に対し、営農資金として150万円 ・新規就農予定者 (1) 研修手当月額10万円以内で2年間を限度 (2) 雨竜町内の住宅に入居した場合、その住宅料のうち2分の1の額を月額1万5千円を限度に、就農後の期間を含め3年間 (3) 研修期間における傷害保険料		雨竜町農業地域担い手育成センター 0125-77-2213 nourin@town.uryu.hokkaido.jp
17	北竜町	住宅家賃助成 農用地等賃借料助成金 経済支援助成金 経営自立安定助成金 利子補給助成金 住宅修繕等助成金 ハウス助成 営農実習支援助成金 ひまわりバンク育成基金	新規就農予定者（研修生） 認定新規就農者 受入指導農家 農業後継者・Uターン後継者	研修期間中の住宅住宅家賃を助成 住宅家賃の1/2を助成（上限1万円） 農業経営基盤強化法により賃貸契約をした農地の賃借料の1/5を5年間助成 農業経営基盤強化法により取得した農用地等に係る固定資産税相当額を3年間交付 農用地等を取得する為に借入した最初の制度資金の1/10を借入翌年度から5年間助成（上限250万円以内） 農用地等を取得する為に借入した最初の制度資金（上限2,000万円）の借入利率が2%を超えた分を5年間交付 居住用として購入した中古住宅の修繕・増築・改築等に係る費用の1/5を助成（上限250万円） メロン・すいかの栽培ハウスに対し8割を助成（JA 5割・北竜町 3割） 新規就農予定者を受入れし営農技術等を指導した農家に月額10万円を交付 就農後、満2年を経過し、引き続き就農することが確実と認められる者に対し就農奨励金支給事業として60万円を支給（50歳未満まで）	募集期間：随時 募集人数：定めなし	北竜町役場産業課 農業担い手係 TEL:0164-34-2111 FAX:0164-34-2118 http://www.town.hokuryu.hokkaido.jp e-mail: k-sakuraba@town.hokuryu.hokkaido.jp

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
18	沼田町 (ぬまたアグリファーム)	沼田町農業新規参入推進事業	・概ね22歳から40歳未満で、心身ともに健康で、農業経営者となることに強い意欲と覚悟を有する方 ・沼田町内において、花き生産を主体とした独立・自営就農を目指す方 ・共同経営者となる配偶者等を有し、共に就農研修を受けることができる方 ・地域の共同作業や行事に積極的に参加するなど、地域の方々と交流を深め、信頼関係を構築することができる方 ・就農時に北いぶき農業協同組合の正組合員となり、組合の事業や活動に積極的に協力できる方 ・既往の負債がなく、自己資金を200万円以上用意できる方 ・農業次世代人材投資資金の受給や農業関係制度資金の借入れに必要な連帯保証人を2名確保できる方 ・自動車運転免許を有し、自家用車を持参できる方 ・研修期間：2年間	・研修手当の支給（月額7万5千円/世帯、最長2年間支給） ・住宅料支援（指定した住宅に居住した場合、月額2万円を限度に最長2年間支給） ・研修支援補助（研修期間中、研修上必要と認めた費用の一部又は全部を補助）※傷害保険料等 ・実際の就農に向けたきめ細かな支援（就農時及び就農後の支援） ・就農支援金の支給（独立・自営就農した場合に100万円/世帯を支給） ・農用地等取得支援（就農から概ね5年以内の農用地等の取得に係る費用の1/2以内、200万円/世帯を限度に補助） ・農用地等賃借料支援（就農から5年間、農用地等の賃借料の1/2以内、年額7万5千円/世帯を限度に補助） ・農業用機械等導入支援（就農時に導入する農業用機械・施設等の経費の1/2以内、300万円/世帯を限度に補助） ※国等の補助対象となるものは、国等の補助率を含めて1/2以内 ・固定資産税負担軽減支援（就農から5年間、農用地等、農業用機械・施設に賦課される固定資産税額を助成） ・雇用労働力確保支援（就農から5年間、労働力を確保するため雇用した場合、年額15万円/世帯を限度に賃金の1/2以内を補助） ・農業関係制度資金利子助成（就農から概ね5年以内に農用地等を取得するため農業関係制度資金を借り入れた場合、その償還利子相当額を助成） ・園芸ハウス導入支援（施設園芸用のビニールハウスの新規導入に係る経費の80%、200万円を限度に補助） ・研修経費支援（自主的な研修受講に要する旅費等の経費を補助）	（募集期間） 令和5年4月1日～ 令和5年12月末日 （募集人数） 1組（夫婦2名）	ぬまたアグリファーム TEL：0164-35-2113 http://www.town.numata.hokkaido.jp

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
19	札幌市	札幌市新規就農支援事業	○新規就農者 次の各号のいずれかに該当するものとする。 （１）新たに独立・自営により経営を開始してから５年以内の者 （２）農業に従事してから５年以内の者が役員の過半を占める法人 （３）（１）、（２）の者を２名以上含む農業者で組織する団体であり、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体	農畜産物の生産、加工、流通、販売に関する機械又は施設、資材等の取得等に補助金を交付（事業50万円未満、補助率2分の1以内）	予算の範囲内	札幌市経済観光局農政部農政課 TEL：011-211-2406 URL： https://www.city.sapporo.jp/keizai/nogyo/index.html
20	石狩市	新規就農希望者及び新規就農者育成事業	就農研修者・新規就農者	・生活支援金 8万円/月（最大2年間）【研修者のみ】 ・体験（短期・長期） ・座学（簿記・農業経営・病虫害・融資計画等） ・就農応援金100万円/1回限り（経営開始時 親元就農者除く） ・農地及び家賃助成 賃借料の1/2以内（経営開始時より3年間 上限有り） ・設備投資支援助成50万円/1回限り（経営開始時1回限り）	募集期間：6月1日～11月30日 募集人数：5人	石狩市農業総合支援センター mail:ishishien@city.ishikari.hokkaido.jp 担当者： 和島・河田
21	当別町	ビニールハウス等導入支援金	(1) 当別町農業総合支援センターが認める農業研修を終了したもの。 (2) 当別町に住所を有するもの。 (3) 就農後2年以内のもの。 (4) 町税を滞納していないもの。	ビニールハウス導入に要する経費 （ビニールハウス施設本体（ハウスと一体的に整備される付帯設備を含む）及び設置に必要な経費） 就農後2年以内	年間2組上限	当別町農業総合支援センター TEL:0133-23-2552 http://www.ja-kitaishikari.or.jp/contents/shien/

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
21	当別町	就農準備支援金	(1) 当別町農業総合支援センターが認める農業研修を終了したもの。 (2) 当別町に住所を有するもの。 (3) 農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画の認定を受けたもの。 (4) 就農後1年以内のもの。 (5) 町税を滞納していないもの。	研修後から営農開始し農産物収入を得るまでの生活費を支援 1回限り45万円、配偶者または共同経営者がいる場合は合計60万円	年間2組上限	当別町農業総合支援センター TEL:0133-23-2552 http://www.ja-kitaishikari.or.jp/contents/shien/
		研修支援金	当別町農業総合支援センターが認める農業研修を受講しているもの。	研修期間中、月額3万円を交付(変動の可能性あり)	年間2組上限	
22	新篠津村	第10次農業振興計画「人づくり対策」	新規就農者・農業後継者の正組員（就農5年以内）	大型特殊免許等の取得に係る費用を半額助成	無し	新篠津村農業協同組合（営農企画課） TEL:0126-57-2311
23	北広島市	新規就農経営安定支援事業	認定新規就農者	認定新規就農者で、市内に居住し、かつ市内において農地を賃借して農業に従事している者について、下記のとおり支援金を交付 ・農地の賃借権の取得後最初に当該農地に農作物を作付けした日の属する年度から起算して3年度を支援対象期間とし、農地の賃借料について2分の1以内の額を交付（その額が一の年度につき25万円を超えるときは、25万円）		北広島市経済部農政課 TEL:011-372-3311 nousei@city.kitahiroshima.lg.jp
24	千歳市	千歳市農業振興条例助成金（第12条の2）	新規就農者及び研修受入農家（国の助成金活用者は助成対象外）	新規就農者に対する給付金の給付（2年間） 個人：月額5万円 研修受入農家に対し研修受入に必要な経費を助成 受入農家：月額5万円（1年間を限度）		千歳市産業振興部農業振興課 TEL: (0123) 24-0612 nogyoshinko@city.chitose.lg.jp

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
25	公益財団法人 道央農業振興公社 （江別市・千歳市・恵庭市・北広島市）	新規就農研修	道央地域（江別市、千歳市、恵庭市、北広島市）において個別経営又は法人構成員として就農をめざす概ね40歳以下の者	1年目は公社のトレーニング圃場で作物栽培の基本技術を学び、2～3年目は就農予定地の指導農家で実践的な技術を学ぶ。 ①1年目は研修手当として月額16万円を8カ月間支給、2～3年目は指導農家から月額16万円の研修手当支給のほか、農業次世代人材投資資金（準備型）を活用。 ②指導農家へ指導謝金（月額64,000円）を8カ月間支給。 ③年7回程度、外部講師による農業技術や経営管理に関する講義・演習、管内・管外の視察を内容とする研修を実施。 ④道立農業大学校や花・野菜技術センターの専門研修（短期）に参加する場合は旅費等を支給する。	募集期間：10月～11月 募集人数：2～3名	公益財団法人 道央農業振興公社 業務部担い手支援課 TEL:0123-39-6057 https://www.douou-nsk.jp/
		ニューファーマー育成研修	J A道央管内の農業後継者である新規学卒者及びUターン就農者	就農する前に、J A道央の臨時職員として、1年目は公社のトレーニング圃場研修で作物栽培の基本技術と農協の実務に携わりながら地域農業や農協業務について学び、2年目は公社圃場研修のほか、先進農家等で実践的な農業技術を学ぶ。 ①農協が研修期間について臨時職員として雇用する。 ②道央農業振興公社が新規就農研修生向けに実施する研修を受講。 ③道立農業大学校やJAカレッジ等の短期研修に参加。	募集期間：11月～12月 募集人数：若干名	

■新規就農支援概要（令和５年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
26	島牧村	新規就業者等支援事業 （進学及び技能習得費支援金）	新規学卒予定者	・修業期間が4ヶ月以上2年未満の場合、経費の2分の1補助 ・修業期間が2年以上の場合、月額2万円補助		島牧村役場農林課 TEL:0136-75-6217
		（短期技術習得費支援金）	新規就業者 Uターン等就業者 産業就業者	・4ヶ月未満の期間で専門的施設等で研修を受ける場合で、その費用が2万円を超える場合、5万円を限度に経費の2分の1補助		
		（就業技術習得支援金）	新規就業者 Uターン等就業者	・2年間に限り村内の産業団体等で技術習得者へ支援金を単身者：月10万円・扶養親族と同居：月15万円補助		
		（住宅等の新・増・改築及び取得費支援金）	新規就業者 Uターン等就業者 産業就業者	・100万円を上限に経費、取得費の2分の1補助		
		（家賃対策支援）	新規就業者 Uターン等就業者 就業研修者	・2年間2万円を上限に家賃の2分の1補助		
		（農機具購入費支援金）	新規就業者 Uターン等就業者 産業就業者	・100万円を上限に購入費の2分の1補助		
		（免許等取得支援金）	新規就業者 Uターン等就業者 産業就業者	・大型特殊免許取得5万円補助 ・けん引免許取得7万円補助		
		（新規就業用用地等賃料支援金）	新規就業者	・就業から5年間上限5万円で家賃の2分の1補助		
		（新規就業用用地取得費支援金）	新規就業者	・就業から5年以内で上限50万円で取得費の2分の1補助（1回のみ支援）		
		（新規就業用備品及び備品資機材等購入支援金）	新規就業者	・就業から5年以内通算100万円を限度に購入費の2分の1補助		
		（就業奨励金）	新規学卒就業者 Uターン等就業者	・就業1年後50万円補助		
			新規就業者	・就業1年後100万円補助		
27	寿都町	寿都町後継者育成条例	後継者・新規就農者	短期技術取得費等助成金、組合員資格取得奨励金、農機具購入費助成金		産業振興課農政係 TEL:0136-62-2602 nousei@town.suttu.lg.jp

■新規就農支援概要（令和５年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
28	黒松内町	黒松内町農業後継者就農支援奨励金	本町に住所を有し、町内で現に農業を営んでいる又は営んでいた者の子弟で、農業後継者として新たに町内において農業に従事する者又は農業経営を行う者。ただし、農業法人にあっては、構成員の子弟に限る。	交付対象後継者に対し、奨励金として100万円を交付する。		黒松内町産業課 TEL:0136-72-3835 http://www.kuromatsunai.com/farmer/index.html
		黒松内町農業担い手育成奨学金貸付制度	1) 高等学校又は大学等に進学した者で、黒松内町で農業経営の担い手になろうとする者 2) 心身ともに健康で、将来農業経営者又は補助者としてふさわしい資格を有する者	1) 高等学校に在学する者 月額 12,500円 2) 大学等に在学する者 月額 50,000円 ※奨学金は、無利子とする。 ※奨学生が、第2条に定める高等学校又は大学等を卒業後、引き続き5年間自家の農業に基幹的に従事したとき若しくは農業経営の補助者として従事したときは、奨学金償還の債務を免除する		
		1) 農用地等賃借料助成事業 2) 農用地等取得費助成事業 3) 農用地等取得借入金利子補給事業	新規就農者	1) 新規就農者奨励金～100万円 ※ 新規就農者として農業経営開始後の1年を経過したとき及び5年を経過したとき 2) 農用地等賃借料助成金～農用地賃借料の2分の1以内(新規就農から6年間を限度とする) 3) 農用地等取得費助成～農用地等の取得費の3分の1以内 限度額300万円 4) 農用地等取得借入金利子補給～農用地の取得に要する借入金の利子相当額(5年間を限度とする) ※ 新規就農から5年以内に取得したものが対象		
29	蘭越町	新規就農者育成対策事業	新規参入農業研修生等	先進農家等で研修を受ける研修生に対し、支援金20万円×2ヶ年の給付		農林水産課農業指導係 TEL:0136-55-6527 nougyousidou@town.rankoshi.lg.jp
		新規就農者支援事業	新規就農者等	・新規就農者等に対し支援金20万の給付、就農年1回限り ・就農のために必要な機械等の導入経費の一部を助成（経費の70%以内、上限100万円、就農年1回限り）		
		振興作物奨励事業	新規就農者等	新規就農者に対し、栽培ハウス等の購入費の1／4以内で助成		

■新規就農支援概要（令和５年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
30	ニセコ町	担い手育成事業	町新規就農認定を受けた者及び新規学卒予定者	○農業者育英資金 1 資金の使途 指定された教育機関における修学に必要な授業料、教材費、調査研究費等 2 融資限度額 300千円／年 3 融資期間 修学期間（最大４年間） 4 金利 無利子 5 償還期間 10年以内（据置期間含む） 6 措置期間 7年以内 7 償還方法 年賦償還 8 償還免除 卒業後の就農期間３年超過後		ニセコ町役場農政課
		担い手育成事業	町新規就農認定を受けた者	○新規就農資金（親元就農等） 1 資金の使途 指定された教育機関における修学に必要な授業料、教材費、調査研究費等 2 融資限度額 1,000千円 3 融資回数 1回限り 4 金利 無利子 5 償還期間 10年以内（据置期間含む） 6 措置期間 5年以内 7 償還方法 年賦償還 8 償還免除 就農期間５年超過後 ○新規就農資金（小規模） 1 資金の使途 指定された教育機関における修学に必要な授業料、教材費、調査研究費等 2 融資限度額 300千円 3 融資回数 1回限り 4 金利 無利子 5 償還期間 8年以内（据置期間含む） 6 措置期間 5年以内 7 償還方法 年賦償還 8 償還免除 就農期間５年超過後		
		担い手育成事業	町新規就農認定者及び青年農業者	○青年研修制度 1 助成金の使途 先端的農業技術の習得を目的とした派遣助成 2 対象研修内容 1) 農業試験場の長期専門研修（7日間以上） 2) 先進地留学等研修（7日間以上） 3) 先進技術の資格や機材の取得 4) 特に町長が認めた研修等 3 助成限度額 200千円／回		

■新規就農支援概要（令和５年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
31	喜茂別町	喜茂別町定住促進基本条例（喜茂別町新規就農促進事業）	・町内に住所を有する者 ・喜茂別町から青年等就農計画の認定を受けた者 ・青年等就農資金の貸付決定を受け、貸付が実行された者、又は新規就農者経営発展支援事業の交付を受けた者。	1. 新規就農者経営発展支援事業の交付を受ける者は、その事業費に対する国費及び道費を除いた額とし２５０万円を上限とし補助金を交付する。 2. １に該当しない場合、青年等就農資金の借入をした新規就農者に対し補助金を交付する。 青年等就農資金の借入額の１／２以内とし２５０万円を上限とする。ただし、農業ビニールハウス（１００坪タイプ２棟を上限）、加温及び灌水設備を整備する場合は８／１０以内とする。		喜茂別町農林課農林係 TEL:0136-33-2211 www.town.kimobetsu.hokkaido.jp
32	倶知安町	独立就農支援事業	(1) 2年以上の研修を経て農業経営を開始 (2) 認定新規就農者 (3) 町の振興作物に取り組む者	振興作物生産に必要な設備、資材に要する経費の2/3以内で、就農後５年間に２回までとし、合計150万円以内とする。		倶知安町農林課農業振興係 TEL:0136-56-8010
		倶知安町新規就農サポート事業（研修生家賃補助）	(1) 本町に住民登録があり、自立農家として定住する (2) 次世代人材投資事業の交付主体 (3) 賃貸借により民間住宅に住居する	家賃月額１／２で30千円以内		
33	共和町農業後継者対策協議会（共和町）	農業後継者対策事業	農業後継者（U・Iターン等の新規就農者を含む）	1. 農業視察研修：各種農業視察及び国内外への研修に係る費用の一部支援や会議の開催 2. 資格取得支援：各種資格取得に係る費用の一部支援 3. 農業後継者研修：農業後継者の土壌分析研修に係る支援 4. 花嫁対策：婚活イベント及び後継者の妻に対する視察研修・交流会等の開催 5. 組織対策：農業青年組織への助成金による活動支援 6. 就農支援：新規就農者及び新カップルに対する激励会の開催及び就農祝い金の贈呈 ※関係機関・団体で構成する協議会のうち、町と農協で事務局を担う。 例年、各種事業における支援メニューの検討と予算付けを行い、予算の範囲内においてそれぞれ事業を実施。	農業青年全般（新規就農者を含む）	共和町農業開発センター （〒045-0123岩内郡共和町宮丘184番地11） TEL:0135(74)3925

■新規就農支援概要（令和５年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
34	仁木町	農業担い手育成事業 （新規就農者）	就農計画が認定され、仁木町に居住・営農し、農地を新たに取得後１年を経過し、引き続き農業に従事する50歳未満の農業者	50万円を支給		仁木町産業課農政係 TEL:0135-32-2515
		農業担い手育成事業 （新規学卒、Uターン者等）	就農計画が認定され、仁木町に居住・営農し、５年を経過し、引き続き農業に従事する50歳未満の農業者	50万円を支給		
		新規就農者支援事業	仁木町に居住・営農し、所定（右記）の範囲の農地を新たに取得してから１年を経過し、引き続き農業に従事する50歳未満の農業者	0.3ha以上の農地を取得した場合…20万円を支給 0.1ha以上0.3ha未満の農地を取得した場合…10万円を支給 ※「農業担い手育成事業」を活用した場合は交付対象外となります。		
		新規就農者施設園芸促進 ハウス新設補助事業	新たに経営を開始して５年以内で、10アール以上の農地を耕作する仁木町に住所を有する農業者	施設用野菜のパイプハウスを新設する新規就農者からの要望に基づき事業実施主体が購入する施設園芸用パイプハウスのパイプの費用を予算の範囲内で補助 補助率については２分の１以内とし、１アール当たりの補助対象経費の上限は35万円（このほか面積の上限も有り）	募集期間については要相談	
		新規就農者果樹ハウス新 設補助事業	新たに経営を開始して５年以内で、10アール以上の農地を耕作する仁木町に住所を有する農業者	果樹のパイプハウスを新設する新規就農者からの要望に基づき事業実施主体が購入する果樹パイプハウスのパイプの費用を予算の範囲内で補助 補助率については２分の１以内とし、１アール当たりの補助対象経費の上限は35万円（このほか面積の上限も有り）	募集期間については要相談	
35	余市町	余市町新規就農者農業研修家賃助成	新規就農希望者	①助成期間は３年以内とし、研修期間が１年以上であること。 ②助成額は家賃の１／２以内で月額１万円以内 ③家賃が月額１万円以上であること。		余市町農林水産課 TEL:0135-21-2123
		余市町新規就農者農業研修事業	受入指導農家	①研修指導に対する助成（２年以内） ②研修を受ける者は就農予定時に４９歳以下であること。		

■新規就農支援概要（令和５年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
36	赤井川村	新規就農支援事業及び新規就農者育成支援特別対策事業	新規就農者	1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権を設定した場合、利用権設定期間5年間で限度として、当該賃借料を土地所有者に奨励金として交付する。 2. 農地経営に必要な農地取得に対して借入した農業制度資金の額800万円を限度としてその貸付利率年3.5%以内に相当する額を農業経営開始の属する年度から起算して5年間利子補給金として新規就農者に交付する。 3. 農地取得において、上記の農業制度資金の借入を受けられない場合は、農協資金の額500万円を限度としてその貸付利率年5.5%以内に相当する額を農業経営開始の属する年度から起算して5年間、その後5年間は3.5%以内に相当する額を利子補給金として新規就農者に交付する。 4. 原則、就農後5年内の就農者に対してハウス導入に係る初期投資資金の軽減を図る。1戸あたり5年間で500mを上限とし1/2以内。	年間2人程度	赤井川村農業委員会 TEL:0135-48-6276
		営農実習支援事業	受入農家	条例に基づく新規就農予定者を受入した受入農家に対し、営農実習支援費金を交付する。上限年間60万円。		
37	苫小牧市	新規就農者等支援事業補助金	・農業次世代人材投資資金受給者 ・親元の経営継承した者又は親元の農業生産法人の共同経営者になった者 ・その他市長が認めた者 ・苫小牧市地域農業再生協議会 ・その他市長が認めた団体等	苫小牧市で新規就農、親元の経営継承した者等に対し、経営の負担軽減や、就農に対する関心を高めて担い手不足を解消するため、関係団体の指導のもと補助金を交付する。 ＜補助する対象＞ ・農業施設、機械及び器具等 ・牛、馬、豚及びめん羊等 ・その他市長が必要と認めたもの ＜補助交付額＞ ・1戸あたり最大50万円とし、予算の範囲内で交付する。		産業経済部産業振興室農業水産振興課 TEL:0144-32-6452 アドレス： http://www.city.hokkaido.tomakomai.jp/kanko/nosui/
38	伊達市	新規就農者受入推進事業	新規就農研修生 ※但し、伊達市農業担い手育成センターが認定した施設野菜研修プログラムに則した研修を行う者に限る。 ※伊達市での独立営農 ※夫婦での独立営農 ※独立後に伊達市農協組合員になること ※十分な自己資金があること ※概ね45歳未満であること	1. 伊達市就農支援給付金（生活支援） ・月10万円の生活資金を給付。 ・支援期間は最長2年間。 2. 伊達市就農支援給付金（住宅支援） ・家賃から自己負担額（1万5千円）を差し引いた額を給付。 ・支援期間は最長2年間。	募集期間：4～6月 （体験研修：7～8月） （選考期間：8～9月） （研修開始：10月～） 募集人数：年1組程度	伊達市経済環境部農務課農政係 tel：0142-82-3201 mail:noumu@city.date.hokkaido.jp ホームページ http://www.city.date.hokkaido.jp/

■新規就農支援概要（令和５年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
39	壮瞥町	就農助成金	就農研修を修了した 新規就農者	A. 農用地の取得に対する助成 ・対象経費：年５０万円を限度 ・交付期間：就農開始時から１年以内		壮瞥町役場 産業振興課農業振興係 TEL：0142-66-2121 HP: https://www.town.sobetsu.lg.jp/chosei/sangyo/nogyo.html
				B. 農用地の賃借料に対する助成 ・対象経費：１／２以内で年１０万円を限度 ・交付期間：就農開始時から５年間		
			就農研修を修了した 新規就農者及び就農後継者	C. 農業用施設及び機械等の取得に対する助成 ・対象経費：年２００万円を限度 ・交付期間：就農開始時から１年以内		
		就農研修資金	就農研修者	就農研修経費に対する資金貸付 ・貸付期間：研修開始時から１年以内 ・貸付基準：月額８万円（新規就農者） 月額６万５千円以内（就農後継者）		
40	安平町	新規就農者招致育成事業	新規就農者	1. 新規就農者奨励金及び利子補給金〔５年間〕 ☐ 経営開始から１年以内に賃借した農用地等の年間賃借料の１／２以内の助成 ☐ 経営開始から３年以内に取得した農用地等の固定資産税相当額の助成 ☐ 経営開始から３年以内に農用地等の取得のため借り入れた農業関係制度資金の借入金利子に対する１．０％以内の利子補給〔対象借入金の限度額 ５００万円〕 ☐ 経営開始に必要な農業用機械・施設の導入、農地取得等に対する助成金導入経費の１／２以内（限度額300万円）		安平町役場 産業振興課 農政・畜産グループ 代表 0145-22-2511 直通 0145-22-2515（内線253） https://abira-ninaite.jp/
			就農研修生	2. 就農研修生奨励金 ☐ 住宅料の１／２以内（上限１５，０００円） ☐ 特別研修受講費の１０／１０		
			受入農業者 農業指導団体	3. 営農指導費助成金 ☐ 体験実習生に対して行う生産技術等の指導に対し、月額１，０００円を助成〔６０日以内〕 ☐ 就農研修生に対して行う生産技術や経営管理等の指導に対し、月額３０，０００円を助成〔２年以内〕		
		新規就農定住促進事業	新規就農者	1. 新規就農定住促進助成金 ☐ 町内において、新たに農業経営を開始するものに対し、２０万円を助成。〔概ね２３歳以上～４０歳未満の者で５年以上農業に従事することが確約した者に限る。〕		
41	厚真町	担い手夢資金	厚真町認定後継者の認定を受けた者	町とJAが連携して行う融資制度（JAより貸付） 融資額 （新規就農者） 最高２４０万円 （１２０万円償還免除） （５年据置・償還１０年） （農家後継者） 最高６０万円 （６０万円償還免除） （５年据置・償還１０年）	随時	厚真町産業経済課農業グループ TEL:0145-27-2419 担い手育成センターHP http://www.town.atsuma.lg.jp

■新規就農支援概要（令和５年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
41	厚真町	新規就農者育成総合対策 経営開始資金	・就農時年齢が原則満20歳以上50歳未満 ・農地、農業用施設を取得し、農業を開始している ・就農5年以内	就農後の経営安定、確保を支援 最長3年、最大150万円/年	随時	厚真町産業経済課農業グループ TEL:0145-27-2419 担い手育成センターHP http://www.town.atsuma.lg.jp
		農業後継者総合育成対策事業	・町内に現住所・居住 ・20歳以上50歳未満 ・就農から5年を経過していない ・営農計画が一定の基準を満たす	事業対象経費 (新規就農者) ①農用地等の取得、賃貸料 ②農用地等の基盤整備費用 ③農業施設・機械の取得費用 (リース料も含む) ④農業用給排水施設整備費用 (井戸・素掘側溝等) ⑤就農開始の経費 (生活費を除く) ⑥連作障害対策経費 ※就農開始に伴う経費が対象 (農家後継者) ①農用地等の取得、賃貸料 ②農用地等の基盤整備費用 ③農業施設・機械の取得費用 (リース料も含む) ④新規分野への参入経費 (6次化等) ※規模拡大や新規分野へ取り組む経費が対象 補助額 ・対象経費の2分の1を補助（新規参入者は定額補助（④を除く）） ・予算の範囲内で上限150万円	随時	
42	むかわ町	むかわ町新規就農者育成 総合対策補助金	本町で研修し、本町で独立就農するもの 認定新規就農者又は認定確実なもの 農業後継者	①初期投資に関する支援 新規就農時、農業用機械・施設の取得に対し、国の経営発展支援事業（※）の申請し、採択された場合、上限125万円を助成。 不採択の場合は、国の助成分を含め上限500万円を助成 なお、国の経営発展支援事業を申請をしない場合（事業の対象とならない中古機械・施設設備の導入など）を行う場合は、上限125万円を助成。 ②就農後の経営に関する支援 経営開始資金（国）の交付が終了した新規就農者・農業後継者に支援。 補助額：交付終了後1年目100万円、2年目50万円、経営移譲した後継者に対して1年目2年目に50万円支援。 ※農業後継者については、国の経営開始資金の要件（経営の継承に伴い、新規参入者と同等の経営リスクを負っていると認められる者等）に該当する者とする。 ③就農5年以内の新規就農者の住宅新築・取得等及び家賃助成の支援 ○住宅の新築・取得等については、くらふる事業を活用 ○家賃助成については、月額2万円×3年間 ただし、住宅の新築・取得等及び家賃助成については、いずれかを選択するものとする。		むかわ町農林水産課農業水産グループ TEL:0145-42-2330 むかわ町地域担い手育成センター TEL:0145-42-5588 http://www.mukawa-ninaite.jp/

■新規就農支援概要（令和５年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
43	日高町	日高町新規就農促進対策事業	新規就農者	経営開始３年間、農業経営に必要な経費の１／２を補助。期間合計限度額は１８歳以上５０歳未満が５００万円、５０歳以上６５歳未満が３００万円。		日高町 産業課 TEL:01456-2-6185 http://www.town.hidaka.hokkaido.jp/
44	平取町	平取町新規参入者就農促進対策事業	新規参入希望者： 町内で２年間程度の農業研修を行い、新たに農業経営を開始しようとする、町から青年等就農計画の認定を受けた者（認定新規就農者）。原則として研修開始時に２０歳以上４５歳以下であること。	(１) 施設整備・農業機械等の整備に要する経費に対する補助 補助率１／２以内（上限５００万円）とし、JAびらとりが整備する新規就農者用リース農場に対して助成する。 (２) 研修等に要する経費に対する補助 実践的農業研修期間内における特別研修（農業機械研修、経営研修等）の受講に要する経費を助成する。	申込期日：原則１０月３１日まで 募集人数：夫婦２組	平取町農業支援センター TEL 01457-2-2383 http://belucky.sakura.ne.jp/
		平取町農業者就農促進対策事業	農業後継者： 町内で就農する１８歳以上５０歳以下で、農業経営を引継ぐ認定農業者、認定新規就農者及び認定を受けることが見込まれる者（法人を含む）。	直接生産に必要な施設等の新たな投資に要する経費に対する補助 補助率１／２以内（上限４００万円）とし、以下に掲げるもののうち１つについて補助する。 (１) 栽培ハウス施設及び付帯設備 (２) 畜舎の新築及び増改築 (３) 農地の取得および借受 (４) 農地の基盤整備 (５) 家畜等の購入		平取町産業課農政係 TEL01457-2-2223 http://www.town.biratori.hokkaido.jp/
		平取町農業研修生受入対策事業	新規参入希望農業研修生を受け入れる農家	(１) 受け入れる農業研修生１人につき１ヵ月当たり４万円を交付。 (２) 交付対象期間：農業研修１年目の４月から１１月の最長８ヵ月間。		平取町農業支援センター TEL 01457-2-2383 http://belucky.sakura.ne.jp/

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
45	新冠町	農業支援員制度	新規就農希望研修者（地域おこし協力隊として活動出来る者）	地域おこし協力隊員を個人事業主として農業支援員業務を委託し、最大3年間の業務（研修）に対し、就農サポートを実施する。 ○月額委託料 233,000円／月 ※月額委託料に、配偶者加算6,500円・扶養者加算1人10,000円あり ○活動支援補助金 ・消耗品費 30,000円～50,000円／年間 ・車両経費 30,000円／月 ・家賃経費 30,000円以内／月 ・通信機器利用料 10,000円／月 ・福利厚生 国民年金・国民健康保険税の1／2（配偶者分含む） ・資格取得費用 町が指定する資格の取得費・技能講習費用の全額 ・転居費用 100,000円～300,000円 ※独立就農に伴う転居費用（着任時の費用は対象外）	○募集期間 令和5年6月1日～ 11月30日まで ○募集人数 1名程度募集	産業課産業グループ農産係 TEL:0146-47-2183 http://niikappu.jp
		担い手育成支援対策事業	新規就農者（18歳以上45歳未満の個人） ※町内農家において2年以上の研修を終えた者	・営農に必要となる農地、農業用施設、農機具の取得費用に対し1/2を助成（上限125万円） ・農業支援員が新規就農する場合に就農支度金100万円を交付 ・農家子弟が親元就農し、大特免許等を取得した場合に取得費用の1/2を助成		
		農業後継者親元就農奨励金事業	子弟が親元就農した経営体	親元就農後の2年間に亘り、500千円／年、合計1,000千円の奨励金を交付		

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
46	新ひだか町	農業後継者育成推進事業	農業研修生（新規就農希望者）	・研修費 月額85,000円を支給 ・ミニトマト就農希望者 ⇒ 1年目：先進農家研修、2年目：静内ハウス団地研修 ・花き就農希望者 ⇒ 1年目：先進農家研修、2年目：農業実験センター研修	募集期間：随時 募集人数：ミニトマト2組4人、花き1組2人（R6年4月から研修開始）	新ひだか町役場三石庁舎農政課 TEL:0146-33-2113 URL:https://shinhidaka-noushinkyo.hokkai.jp
		新規就農促進対策事業	新規就農者	・年間の農地賃貸料について1/2を補助（最長5年間） ・農業経営のための借入資金について返済における利子額の1/2を助成（最長5年間） ・農業経営のための農地・施設（償却資産を除く）に係る固定資産税額について助成（最長2年間）	募集期間：随時 募集人数：制限なし	
		ビニールハウス整備への支援	新規就農者	・施設園芸資材費、施工費等を最大55%補助 ※北海道及び町の補助事業を活用	募集期間：随時 募集人数：制限なし	
		施設園芸作物土づくり支援事業	新規就農者	・土づくりのための有機肥料投入経費を最大1/2補助 ※ミニトマトのみ	募集期間：随時 募集人数：制限なし	
		新規就農支援（就農祝金）	新規就農者	・就農開始1年目に就農祝金として1世帯最大1,000,000円を交付 ※シズナイロゴスよりの寄附を活用	募集期間：就農時	
47	浦河町	新規就農支援事業（就農研修補助金）	就農時年齢が50歳未満	研修期間中、月額8万円、夫婦の場合12万円を最大2年間交付		浦河町産業課 TEL:0146-26-9016
		新規就農支援事業（就農支度補助金）	就農時年齢が65歳未満	就農研修の終了後、支度金として100万円の補助		
		新規就農支援事業（経営安定補助金）	就農時年齢が65歳未満	農業経営に必要な経費の1/2以内を4年間以内で補助（200万円限度 単年度100万円上限）		
		農業大学公校等研修補助（研修期間・就農後）	就農研修中または就農研修後3年以内の新規就農者の方	就農研修中に農業大学校の新規参入者研修を受講する場合の費用補助 就農後3年以内の新規就農者が農業大学校等で経営研修を受講する場合の費用一部補助		
		ハウスリース事業	新規就農者の方	就農時の負担軽減を図るため、町でハウスを整備し、譲渡付リースを実施（リース料 160万円/年<40万円/棟×4棟>）（10年リース後無償譲渡）		
		研修住宅	就農研修中の方	研修期間中（2年限度）に研修住宅を低家賃で貸付（3DK1戸）		
48	松前町	新規就農対策事業	新規就農希望者	肉牛改良センターにおいて、雇用、従事（飼養管理、子牛の生産、受精卵の生産等） 新規就農者及び研修生対象の賃貸住宅に入居	令和5年度は募集なし	松前町農林畜産課 松前町農業担い手育成センター TEL:0139-42-2275 松前町肉牛改良センター TEL:0139-44-2977
		新規就農対策事業	新規就農者	賃貸型牛舎、堆肥舎、機械器具等の利用 新規就農者及び研修生対象の賃貸住宅の入居（肉牛改良センター敷地内において従事） 1 乾牧草の減免 2 牧野使用料の減免 3 繁殖素牛の確保	令和5年度は募集なし	

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
49	知内町	地域おこし協力隊	対象地域から移住する方	新規就農までの研修期間（3年間）に町から給与支給	8月・2月 各1名	知内町産業振興課 農業振興係 TEL:01392-5-6161
50	木古内町	木古内町一次産業後継者支援事業	45歳未満の独立・自営就農をしている、または強い意欲を有している者、かつ農地の所有権または利用権を給付対象者と同居する親族もしくは事業体を同じくする親族が有しており、事業体を同じくする親族と同居していない場合は木古内町に移住している者。	給付期間を最長5年間とし、1人あたり1年につき75万円、夫婦で後継を開始した場合は1年につき夫婦あわせて75万円に1.5を乗算した額を給付する。	随時・要相談	木古内町産業経済課産業経済G TEL:01392-2-3131
51	北斗市	新規就農者家賃支援事業補助金	研修のため市外から転居して生きたもの 北斗市の賃貸物件に居住しており、研修を受けるもの	生活費の多くを占める家賃を支援することにより、就農に向けて蓄えた自己資金を維持し、研修に集中できる環境を整える。 月額最大28,000円の支援 家賃によって変動	予算 1名分	北斗市経済部農林課 （北斗市担い手センター） https://www.city.hokuto.hokkaido.jp/docs/1108.html
52	八雲町	八雲町新規就農支援資金	・就農計画認定を受けた者 ・就農時の年齢が18歳以上51歳未満の者	1. 農業関係制度資金等の額の5分の1を限度とした500万円以内の額を貸付 2. 無利子資金 3. 貸付実行年度の翌年度から10年以内の均等割の年賦により償還 4. 貸付を受けた者が営農を継続している場合、1回の償還金につき50万円総額500万円償還免除		八雲町農林課農業振興係 TEL:0137-62-2203 https://www.town.yakumo.lg.jp
		八雲町農業研修者家賃助成事業	・町外から八雲町で1年以上の研修を行い、将来、農業の担い手となり得る新規就業研修者	1. 家賃の1/2以内とし月額25,000円を限度とする 2. 研修計画に基づく研修期間内で3年以内とする	3組	
53	長万部町	長万部町新規就農支援資金貸付条例	①北海道就農計画認定制度に基づく就農計画で知事の認定を受けた者 ②就農時の年齢が18歳以上56歳未満の者のいずれにも該当する者	新規就農者1人につき、1回限り200万円以内の額を予算の範囲内で貸付し、貸付に係る利率は無利子とする		長万部町役場産業振興課 農業政策室 TEL:01377-2-2191

■新規就農支援概要（令和５年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
54	江差町	江差町産業担い手育成支援奨励金	・次世代を担う農業・漁業者となることに強い意欲を有していること。 ・就業時の年齢が満４９歳以下であること。 ・年間の従事日数が概ね２００日以上あり、専業であることが見込まれること。 ・農業次世代人材投資事業（経営開始型）の対象者であること。	奨励金１００万円の交付。 （交付対象者につき１回限り）		江差町役場産業振興課農務係 TEL:0139-52-6717 HP: https://www.hokkaido-esashi.jp

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
55	上ノ国町	農業後継者等支援事業	次のいずれかに該当し、町内に定住して農業により生計を営むもの ①50歳以下及び50歳以上で就農開始から5年以内の新規学卒農者、Uターン就農者及び新規参入者 ②女性農業者 ③その他	就農研修及び調査研修に要した費用に対し次の支援を行う。 ①調査研修費（国内旅行3泊4日以内）：農作物の栽培技術及び流通調査等に係る経費・日当に対し、上ノ国町職員等の旅費支給に関する条例により算出した額の1/2以内 ②調査研修費（新函館農業協同組合が実施する海外研修）：所要額に対し、1/4以内		農林課農業林業グループ TEL:0139-55-2311 内線（241、242）
		農業経営維持強化支援事業	町内に在住し、農産物の販売金額が50万円以上の農業者	農業用機械、農業用施設及びパイプハウスの購入費に対し助成 ①意欲的な取組に必要な農業用機械等の導入経費等 （1）補助対象経費が500万円以内の場合 1/2以内 （2）補助対象経費が500万円を超えて1千万円以内の場合 1/10以内+200万円 （3）補助対象経費が1千万円を超える場合 3/10以内 ②経営の持続化に必要な農業用機械等の導入経費 1/2以内（上限額は1基（棟）につき100万円） ただし、対象者本人または後継者が60歳未満、かつ、補助対象経費が500万円以上の場合は、補助対象経費の1/5以内 ※申請条件 年度（4月から翌年3月）につき、稲作、畑作、野菜、畜産、果樹の分野ごとに1件限度		
		ほ場改良事業	町内在住の販売農家	明暗渠、客土及び除れき等施工費に対し助成 ①明暗渠、客土及び除れき等施工費×1/2（10a当たり8万円限度） ②農地造成（開墾）施工費×1/2（10a当たり15万円限度） ③公益財団法人北海道農業公社が行う石れき粉碎に係る農業機械の運送費×10/10		

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
55	上ノ国町	土づくり推進事業	町内に在住し、販売目的の農産物を生産するほ場において、土壌改良資材を施用する農業者	①農業者が行う有機物の施用による土づくりを推進するため、堆肥の購入費に対し助成 堆肥購入費×1/2以内 ②土壌酸度の矯正及びけい酸の補給の目的とする石灰窒素、生石灰、消石灰、炭酸カルシウム肥料及び鉍さいけい酸質肥料等の購入費に対して助成 土壌改良資材購入費×1/5以内（5万円以上に限る）		農林課農業林業グループ TEL:0139-55-2311 内線（241、242）
		サヤエンドウ連作障害対策事業	町内に在住し、生業としてサヤエンドウの生産を行う農業者	連作障害の軽減を図るため、土壌消毒剤であるクロルピクリン剤の購入費に対し助成 クロルピクリン剤購入費×1/2以内		
		施設栽培作付拡大促進事業	町内に在住し、農産物の販売金額が50万円以上の農業者、かつ、本事業により導入した施設において、同一作物を3年以上出荷すること。	特別振興作物の栽培を目的としたパイプハウス（付属設備等を含む。）の新築又は増築に係る購入経費及び町が推進する施設栽培を目的とした新規作物の導入に係る土壌検査費用に対し助成 パイプハウス（付属設備等を含む。）の新築又は増築に係る購入費 ①補助対象経費が5千万円以内の場合 補助対象経費×3/4以内 ②補助対象経費が5千万円超1億円以内の場合 補助対象経費×5/100以内+3,500万円 ③補助対象経費が1億円超の場合 補助対象経費×4/10以内 新規作物の導入に係る土壌検査費 補助対象経費×1/2以内 ただし、検査結果が基準を満たさず、なお同一の検査を行う場合、基準を満たすまでに要した検査費用（最終分を除く。）については10/10以内		
		有害鳥獣駆除対策事業	町内に在住し、電気柵を設置した農業者	ヒグマ等による自給及び飼料用牧草以外の農作物、果樹の被害を防止するため、電気柵資材費に対し助成 電気柵資材費×1/2以内（10万円限度）		農林課農業林業グループ TEL:0139-55-2311 内線（242、244）

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
56	厚沢部町	新規就農者奨励金	・農業経営開始時の年齢18歳以上50歳未満であること ・農業経営に旺盛な意欲と能力を有していること、 ・指導農家等において、農業実習を1年以上経験していること、 ・経営開始後概ね5年以内に町長が別に定める年間農業所得を確保できる計画があること	奨励金100万円		厚沢部町農林課農業振興係 TEL:0139-64-3314 mail:nousin@town.assabu.lg.jp
		就農者奨励金	・就農時の年齢55歳以下であること ・農業後継者と認められること ・農業経営を行う者は、経営開始後概ね5年以内に町長が別に定める年間農業所得を確保できる計画があること ・年間農業従事日数が150日以上あり、かつ、5年以上農業に従事すること又は農業経営を行うことが確実に認められること	奨励金50万円		
		経営自立補助金	農業経営開始時における農用地等の年間賃借料の1/2の額を契約締結時から5年間交付する	賃借料の1/2		
		経営安定補助金	農業経営開始時から1年以内に取得した農用地等に賦課される固定資産税額相当額を当該固定資産税額が賦課された年から5年間交付する	農用地等に賦課される固定資産税額		

■新規就農支援概要（令和５年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
57	せたな町	せたな町新規就農研修支援事業補助金	・原則45歳未満で町内での就農に強い意欲を持つ者 ・町内に住所を有する者 ・せたな町農業担い手育成センターが適当であると認める者	新規就農のために6か月以上研修を受ける研修生に対して月12万円を最長2年間支給する。（予算の範囲内）		せたな町農林水産課 TEL:0137-84-5111 http://www.town.setana.lg.jp/
		産業担い手育成事業奨励金	新規就農者 ・50歳未満 ・年間150日以上営農 ・5年以上営農	町外からせたな町で新たに農地等を取得し、農業を営む者に対し、奨励金を交付（200万円・1回限り）		
58	今金町	農業後継者奨学金	本町に農地を有し、現に農業を営んでいるものの子弟で高等学校、短期大学、専門学校、普通大学の農業過程に就学している者	①高等学校 1人 年額 100,000円 ②短期大学、専門学校、普通大学 1人年額 140,000円 ③卒業の翌月から起算して5年間農業に従事し、又は農業経営をしたときは、奨学金金額の返還を免除	毎年4月30日まで	TEL:0137-82-0111 農林振興課農政畜産G imk-norinsinko@town.imakane.lg.jp
		担い手対策事業	・農業後継者（経営移譲後5年以内） ・新規就農者（50歳未満の者） ・法人の設立	・農業後継者に対する支援 ①農業設備・資材購入等の助成（事業費の1/2助成又は上限100万円） ・新規就農者に対する支援 ①就業奨励金として、就農後5ヵ年を経過した者に対し300万円を交付。 ただし、その時点において認定農業者となっている者に限る。 ①営農研修に係る営農指導者に対し、就業に必要な生産技術力や経営管理能力等の指導に要する諸経費を研修生1人につき1ヶ月3万円を交付 ・法人化等に対する支援 ①法人化等に対する設立時の運営資金として下記の支援 法人設立時 農家戸数1戸の場合は20万円を交付 法人設立時 農家戸数2戸の場合は40万円を交付 法人設立時 農家戸数3戸の場合は60万円を交付 法人設立時 農家戸数4戸の場合は80万円を交付 法人設立時 農家戸数5戸以上の場合は100万円を交付		

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
59	旭川市	新規就農確保・育成対策費	就農研修者及び新規就農者	① 農業研修施設整備推進事業 研修2年目に農協等が建てたハウスで実践研修を実施（無償）。使用したハウスは就農後も引き続き使用可（有償）。 ② 農業研修生住宅費助成事業補助金 農業研修生が賃借した住宅の家賃に対して助成する。（補助率50%, 最長2年間, 月額2万5千円まで） ③ 新規就農者の経営発展を支援する補助金 国による新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）の自己負担額を市が助成（補助限度額125万円） ④ 新規就農者の飛躍を後押しする補助金 就農4～10年目の一定要件を満たした者が実施する経営発展への取組に対して助成する。（補助率50%, 累計300万円まで）		旭川市農政部農政課経営支援係 TEL:0166-25-7417 https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/364/374/378/p005484.html

■新規就農支援概要（令和５年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
60	士別市	就農研修期間助成	就農研修者 （おおむね４０歳以下の者で、市内で新たに就農するために研修中又は研修を受けようとする者で市の認定を受けた者）	【内容】 対象者が就農研修※２を受ける場合、研修期間に応じて助成。（農業経験がある者は２年間、その他は３年間を上限） 【支援額】 単身者：月額１００，０００円 配偶者有：月額１２０，０００円	【募集期間】 随時 【人数】 予算の範囲内での支給	【問い合わせ先】 士別市経済部 農業振興課農政係 【連絡先】 0165-26-7030 【掲載HP】 https://www.city.shibetsu.lg.jp/gyoseisaito/shigoto_sangyo/nogyo_chikusanngo/1/index.html
		新規就農者等経営規模拡大支援助成	①新規就農者 （おおむね４５歳以下の農業後継者であって、市内で新たに就農した者で、市の認定を受けた者。） ②新規参入者 （農業後継者以外の者で、就農研修を終了し、市内で新たに就農した者で市の認定を受けた者。）	【内容】 就農から５年度以内の対象者が、農地の集積を行った場合、基盤強化法に基づき、おおむね５年以上の契約に基づく農地賃借料に対して助成（５年間を限度とし、初回の集積に限る） 【支援額】 ①新規就農者 当該農地賃借料の１／２以内で１０ａあたり３，０００円を限度（各年度の上限額は１５万円） ②新規参入者 ・当該農地賃借料が３０万円以内は、全額 ・当該農地賃借料が３０万円以上は、以下の（ア）・（イ）を比較し、いずれか低い方の額に３０万円を加えた額 （ア）当該農地賃借料から３０万円を減じた額に２分の１を乗じた額 （イ）当該農地面積に対し、１０ａあたり３，０００円を乗じた額		
		新規参入者経営安定化助成	新規参入者	【内容】 就農したときから５年以内に農地の所有権を取得した場合、納付した固定資産税に対して助成（取得から５年間を上限とし、初回の申請に限る） 【支援額】 取得した農地に関する固定資産税の１／２以内		
		農業研修会等助成	①就農から５年度以内の新規就農者 ②新規参入者及び就農研修者	【内容】 対象者が農業研修及び研究会等（農業研修会等）を実施又は参加する経費（交通費、宿泊費、受講料、講師謝礼等）に対して助成 【支援額】 農業研修会等を実施する場合、対象経費の１／２以内を助成（上限２万円） 農業研修会等に参加する場合、対象経費の１／２以内を助成（上限１万円）		

■新規就農支援概要（令和５年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
61	名寄市	新規就農者等支援事業	・新規就農予定者	(1) 農業技術習得等に関する研修等に要する経費・・・年額10万円（３年以内）ただし地域おこし協力隊は除く	随時	名寄市経済部農業経営担当 TEL:01655-3-2511 FAX:01655-7-8080
				(2) 研修期間の生活に係る経費・・・月額12万5千円（３年以内）ただし、地域おこし協力隊及び新規就農者育成総合対策の資金交付期間は支給しない		
				(3) 研修期間の家賃に係る経費・・・月額夫婦5万円、単身3万円（３年以内）ただし、新規就農者育成総合対策の対象でない場合は1万円		
			・新規就農予定者の受入農家又は指導機関	(4) 新規就農予定者に対し、生産技術、経営管理能力や農家生活等の指導に要する経費・・・月額7万円以内（３年以内）ただし地域おこし協力隊の受入農家には支給しない		
			・新規就農者 ・独立就農者	(5) 就農後5年以内の施設及び機械の導入経費・・・補助率1／2以内限度額150万円（就農後５年以内に1回限り）		
				(6) 就農時における種苗、肥料及び生産資材に係る経費・・・補助率2／3以内限度額50万円（経営開始後２年以内）		
				(7) 取得した農地の土壌改良により農地の条件不利を解消するための経費・・・補助率2／3以内限度額100万円（認定新規就農者になって以後５年以内に1回限り）		
				(8) 経営開始時、就農準備や経営に係る運転資金等に要する経費・・・月額10万円以内（２年以内）ただし、新規就農者育成総合の対象者には支給しない		
				(9) 経営開始時から３年以内に規則に定める事業で賃貸借により賃借した農用地等の賃借料・・・年間賃貸料の1/2（借入年から５年間）		
				(10) 経営開始時から５年以内に規則に定める事業で取得した農用地等に係る固定資産税・・・固定資産税相当額		
				(11) 経営開始時から農用地等の取得においては３年以内又は農地保有合理化事業等においては５年以内に規則に定める事業で借り入れた農業関係制度資金の借入金・・・借入金の4/100		
				(12) 経営開始時から農用地等の取得において３年以内又は農地保有合理化事業等において５年以内に規則に定める事業で借り入れた農業関係制度資金の借入金償還利子・・・借入利率の1.0%以内		

■新規就農支援概要（令和５年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
62	富良野市	農業担い手支援資金貸付事業	新規就農者及び育成団体が認める新規参入希望者	農業担い手育成機構による新規参入コースにより研修することが確実で、機構が規定する自己資金要件を満たしていない者に100万円を限度額として貸し付ける。なお、営農5年継続により100%償還免除		農業担い手育成センター TEL:0167-42-2882
		栽培用ハウス資材等無償貸付事業	機構研修生	農業担い手育成機構による新規参入コースの研修生で、現地実践研修農場（就農予定地）に整備した栽培用ハウス資材及び施設等を就農から5年目まで無償で貸付し、貸付期間終了後に整備費用の1/2以内の額で払下げる。		
		営農指導促進事業補助金	受入指導農家	農業担い手育成機構が実施する研修時に指導農家が研修生に対し支払う研修手当に対し1/2以内の額を支払う。 ○新規参入コースの農家研修及び雇用就農コースの農家研修 ○体験実習コースの受入農家：日額2,000円		
		富良野緑峰高校農業特別専攻科学生確保対策事業補助金	市内農家子弟及び育成団体が認める新規参入希望者又は新規参入者	授業料、海外農事視察費その他必要経費で対象経費のうち、 ・1年生は、10万円以内/年 ・2年生は、30万円以内/年 を助成する。		
		農地利用集積円滑化事業（機構独自事業）	農業担い手育成機構新規参入コース研修生	機構研修生が将来的に就農する土地を機構が先行取得し、就農5年間貸付し、その後、買入れた価格で対象者に売渡す。 【売渡価格＝機構買入価格－賃貸料（5年間）】		
		傷害共済掛金助成事業（機構独自事業）	機構研修生	公益財団法人北海道農業公社が実施する農家研修受入体制強化事業（傷害保険掛金の一部助成）の助成決定された者に対し、残りの掛金を助成する。【補助金額＝共済掛金－公社助成額】		
		農業大学校等研修事業（機構独自事業）	市内農家子弟及び育成団体が認める新規参入希望者又は新規参入者	機構研修生が北海道立農業大学校、北海道立総合研究所及び北海道農業組合学校が主催する農業研修の受講に要する経費の一部を助成する。 【補助金額＝受講経費＋交通費】		
63	鷹栖町	新規就農者確保対策事業	新規就農者育成総合対策（就農準備資金）対象者	農業簿記、機械整備士、大型免許等、農業経営に特に必要と認められる資格取得に要する経費の1/2以内を補助	募集期間：随時 募集人数：定めなし	鷹栖町産業振興課 TEL:0166-74-3582 E-mail : sangyou2@town.takasu.lg.jp
			上記かつ町内の賃貸借住宅に入居する研修生等	家賃の1/2以内（上限20,000円/月）を補助		
			受入農家等	・就農希望者が農業技術・経営を習得するため、指導農業士等で行う研修に対し支援（800,000円/年） ・短期間の農業体験の受入に対し支援（1人あたり3,000円/日）		

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
64	東神楽町	担い手支援事業	人農地プランの受け手	【機械設備資金助成】 機械設備資金100万円以上の融資額に対する利子補給 ・借入期間1～3年目までは0.1% ・4～7年目までは0.5%（生産者は実質1%の負担） （原資2.0%） 助成期間 償還期間7年以内 ※JA助成含む ※スーパーL資金は除く		
		担い手支援事業	人農地プランの受け手	【農地取得資金助成】 農業公社案件の農地取得資金に対し積立部分1.0%を助成 （原資2.0%） 助成期間 償還期間10年以内 ※JA助成含む ※スーパーL資金は除く		
		新農業者支援事業	雇用就農資金で雇用されている就農者	【研修準備助成】 雇用就農資金の要件を満たし令和4年4月以降に新規就農を目指し研修を行っている者に対し定額 100千円助成		
		新農業者支援事業	雇用就農資金で雇用されている就農者	【生活支援助成】 ・雇用就農資金の要件を満たす者に上限 30千円/月助成（最長2年間） ・雇用就農資金終了後、独立自営就農をした者、若しくは独立自営就農を目指し研修を継続する農業者についてさらに30千円/月助成（最長2年間）		
		新農業者支援事業	経営開始資金の要件を満たす者（最長3年間） ※町内在住者	【経営開始一時金助成】 経営開始資金の要件を満たす者町内在住者へ100千円/月助成（最長3年間）		
		後継者育成事業	40才までの農業者、又は経営開始後5年以内の後継者、新規就農者、農業研修者（雇用就農資金期間中） ※指導農業士・農業士に関する研修（就農5年までの要件除外）	【研修講習会助成】 研修を受講した対象者へ対し上限 50千円を助成 ※研修の形態により別途上限を設けておりますのでご相談願います。		

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
65	当麻町	アグリサポート事業	対象者：Iターン研修生 要件：次に掲げるいずれにも該当する者 ア 農家でない世帯の者で、農業研修生として研修開始時に20歳以上46歳未満の者であって、当麻町内で1年間以上の農業研修を行い、新たな資本装備による農業経営を希望する者か、または、農業生産法人の構成員として農業経営を行うことが見込まれる者 イ 北海道就農計画認定制度により知事の認定を受けた認定就農者、または、北海道青年就農給付金事業実施要領（平成24年5月14日付け経営第259号北海道農政部長通知）により準備型の研修計画の承認を受けた者。 その他 町内に住所を有する者であり、助成の対象となる借家等の居住期間が3カ月以上であること。 租税公課を完納していること。	家賃の2分の1以内、ただし、月額2万円を補助金の限度額とする。また、最大適用期間は、研修期間内で連続の2年以内とする。		当麻町農林業振興課農政係 TEL:0166-84-2123 http://www.town.tohma.hokkaido.jp/nougyouninaite/choudokujisien/
			対象者：研修受入者 要件：高度な生産技術・経営管理能力を有するとともに、農業・農村の担い手育成に強い意欲を持つ農家・農業生産法人等であり、座学を含む農業研修等の実施プログラムを作成することができ、かつ実地指導を行うことができる者。	受入人数に拘わらず、受入期間中1カ月当たり3万円を補助金の限度額とし、30日未満の端数日については1日当たり1,000円とするが、短期研修生の受入に際してのみ、研修受入者宅での民泊を伴う場合、受入人数に拘わらず、受入期間中1日当たり2,000円を上乗せする。 なお、研修受入者1経営体ごとに、短期研修生の総受入日数の上限を事業実施年度中4週間以内とする。また、最大適用期間は、Iターン研修生の受入については研修期間内で連続の2年以内とし、短期研修生の受入については、当該1人の受入ごとに事業実施年度中1回限りの4週間以内とする。		

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
66	比布町	新規就農者 参入支援事業	新規就農者 15歳以上46歳未満 ※認定申請書の提出後、 町長が認定 （営農計画書添付）	①実践的事前農業研修…営農技術の習得及び指導に対する経費を補助 ・期間…1ヶ月以上2年未満 ・措置…研修者、受入農業者それぞれに100,000円/月を限度に補助 ※ただし、40時間/週以上農業研修に従事すること ②居住支援…比布町に居住した新規就農者の家賃又は室使用料に対し補助 ・期間…2年を限度 ・措置…家賃又は室使用料の1/2以内を補助 ※ただし、15,000円/月限度 ③営農準備資金利子補助…農業経営に必要な農用地又は機械、施設を導入する ために借り入れた資金に対し利子補助 ・借入限度額…3,500万円 ・措置…貸付利率の1.5%を5年間補助		比布町役場農林課農政係 TEL:0166-85-4805
67	愛別町	愛別町産業後継者就業等 支援給付金	家業を継ぐ者、新規学卒者、Uターン者、Iターン者、及び新規に町内で起業する者で45歳未満の者	家業を継ぐ者として就業した場合、継続して就業するための定着助成として年2回の給付を最大2年間行う。 1回 150,000円	家業に従事又は起業してから3カ月以内に申請を行う。	役場産業振興課農業振興係
				家業を継ぐ者として町内で定着を図る者について、定住促進のため住宅等の家賃に対する最大2年間の助成を行う。	家業に従事又は起業してから6カ月以内に申請を行う。	
68	上川町	新規就農者等支援事業 （経営発展支援資金）	国の新規就農者育成総合対策で経営発展支援資金を受けている者	国、道支援後の本人負担額の半額を支援		上川町役場産業経済課農林水産グループ TEL:01658-2-4057
		新規就農者等支援事業 （経営開始資金）	①45歳以上の認定新規就農者と60歳未満の新たに認定農業者となった者 ②親の経営を承継するのに5年以上かかった農業後継者	①最大150万円を3年間支援 ②最大50万円を3年間支援		
		新規就農者等支援事業 （住宅賃借料助成）	雇用就農者（1年以上の雇用契約を結んだ正規雇用者）を含む新規就農者	就農から3年間の住宅賃借料を支援（上限5万円）		
69	東川町	新規就農サポートセンター事業	実践研修生 ※本町において長期研修を行った者	1. 研修手当の他、収支実績に応じた実績報酬を助成 ※助成額は予算の範囲内とする。		農業振興課 農林業振興室 TEL:0166-82-2111

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
70	美瑛町	新規就農者等就農支援事業（助成事業）	就農時 50歳未満 認定新規就農者	・独立自営 200万円・法人構成員 50万円・法人従業員 10万円 助成金につき償還の必要はないが、就農後、5年以内に離農した場合は全額返還。	1回	一般財団法人美瑛町農業振興機構 TEL:0166-92-2855 https://biei-agri-kikou.or.jp/
		新規就農者等就農支援事業（貸付事業）	就農時 50歳未満 認定新規就農者	500万円 ※美瑛町農協が定める重要品目を作付する場合に限る。 無利子 償還13年以内（据置3年以内）	1回	
		新規就農者等就農支援事業（利子補給等事業）	就農時 50歳未満 認定新規就農者	資金借入に係る利子及び保証料分 対象資金：経営開始後5年目まで（農地購入は6年目まで）に貸付実行された農業制度資金及びJA統一資金貸付事業と重複不可	借入日から5年間	
		新農業人研修奨励事業	新農業人	20万円 機構が定めた研修の受講	1回	
71	上富良野町	新たな農業担い手育成等支援事業	・新卒等就農者 ・新規就農予定者 ・新規就農者 ※町内に住所を有する45歳未満の者、登録・認定が必要となります。	1. 研修学費支援事業：経営に必要な基礎的な知識・技術及び能力の取得を図るために「富良野緑峰高等学校農業特別専攻科」「道立農業大学校」に通学している2年間にかかる授業料、海外農事視察等の費用学費等を助成（上限あり） 2. 住居等支援事業：円滑な研修・就農を支援するために自ら居住するための住宅等にかかる家賃の1/2（上限2万円：24ヶ月以内）及び住宅整備費用（上限30万円：1回限り）について助成		上富良野町役場 農業振興課農業振興班 TEL: (0167) 45-6984 http://www.town.kamifurano.hokkaido.jp/
			・農業実習受入農家	3. 研修受入支援事業：新規就農予定者の生産技術・経営管理能力や農家生活等の指導にかかる研修の営農指導費用について、研修期間中、2年間を限度に月額10万円を助成		

■新規就農支援概要（令和５年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
72	中富良野町	中富良野町産業担い手サポート事業	新卒等就業者 （新規学卒者及びUターン者で、町内において3親等以内の親族で農業・商工観光業を営む者の後継者として従事する者） 新規参入者 （町外よりの参入者及び町内に在住し参入する者で、町内に就業する目的を持って実習中の者並びに実際に農業・商工観光業を営む者）		実施期間： 令和３年度～令和５年度	中富良野町役場 農林課農政係 TEL：(0167) 44-2106 FAX：(0167) 44-4876
		①研修支援助成事業	1 事業実施主体 (1) 新卒等就業者 (2) 新規参入者 2 提出書類 (1) 研修支援助成事業補助金交付申請書 (2) 実績報告書(新規就農者のみ)	(1) 単身者 月額 5万円 （就業計画に基づく研修期間内で24か月を限度とする） (2) 既婚者 月額 10万円 （就業計画に基づく研修期間内で24か月を限度とする） ただし、単身者が研修期間中に結婚した場合は、婚姻届日が15以下は切り捨て、16日以上は1ヶ月と見なし支給する。		
		②研修学費支援事業	1 事業実施主体 (1) 新卒等就業者 (2) 新規参入者 (3) 本事業等の認定を受けた者の配偶者(概ね45歳未満の者) 2 提出書類 (1) 研修支援助成事業補助金交付申請書 (2) 研修費用にかかる証明書	(1) 研修等の学費実費とし年額12万円を限度とする （就業計画に基づく研修期間内で最大2年間） (2) 研修支援事業の期間内で2年間以内とする		

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
72	中富良野町	③家賃支援事業	1 事業実施主体 (1) 新卒等就業者 (2) 新規参入者 2 町内の賃貸住宅に入居し、研修支援助成事業により研修するもので、次に掲げる各号の要件を全て満たす者 (1) 既婚者 (2) 賃貸住宅の賃貸借契約を締結していること (3) 該当賃貸住宅の滞納がないこと (4) 過去に該当補助事業による補助を受けていないこと 3 提出書類 (1) 家賃支援事業補助金交付申請書 (2) 賃貸借契約書	(1) 金額 対象経費の50%の額又は2万円のいずれか低い額に賃貸月数を乗じた額 (就業計画に基づく研修期間内で24か月を限度とする)	実施期間： 令和3年度～令和5年度	中富良野町役場 農林課農政係 TEL：(0167)44-2106 FAX：(0167)44-4876
		④住宅整備支援事業	1 事業実施主体 産業担い手 2 住宅の増改築で、自己の住居の用に供する部分をリフォームしたもの 3 過去に該当補助事業及び新定住応援促進事業補助金等による補助を受けていないこと 4 提出書類 (1) 住宅整備支援事業補助金交付申請書 (2) 増改築に係る設計図書 (3) 増改築に係る対象経費の証明するもの	(1) 増改築にかかる経費の50%の額(ただし、算出された対象経費が1,000円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てる)又は50万円のいずれか低い額。 (2) 補助金交付は、期間内であれば限度額(50万円)まで補助を受けることができる (3) 認定日から起算して3年までの申請とする		

■新規就農支援概要（令和５年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
72	中富良野町	⑤新規就業支援事業	1 事業実施主体 新規参入者 2 新規就業に必要な経費に補助するもので、次に掲げる各号の要件を全て満たすもの (1) 研修支援助成事業の研修を2年以上終了した者 (2) 過去に該当補助事業による補助を受けていないこと 3 提出書類 (1) 新規就農支援事業補助金交付申請書 (2) 対象経費にかかる機械、設備及び施設等の証明するもの	(1) 就業にかかる経費の50%の額(ただし、算出された対象経費が1,000円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てる)又は200万円のいずれか低い額。 (2) 補助金交付は、期間内であれば限度額(200万円)まで補助を受けることができる (3) 認定日から起算して5年までの申請とする	実施期間： 令和３年度～令和５年度	中富良野町役場 農林課農政係 TEL：(0167)44-2106 FAX：(0167)44-4876
		⑥研修受入支援事業	1 事業実施主体 研修支援助成事業による研修者を受け入れし、研修指導するもの 2 該当先進企業等の経営主が研修者の3親等以内親族でないこと 3 提出書類 (1) 研修受入支援事業補助金交付申請書 (2) 研修指導にかかる経費を証明するもの (3) その他、町長が特に必要と認めたもの	研修指導・営農指導にかかる経費 (1) 研修指導にかかる実費経費として、月額10万円を限度として支給する (就業計画に基づく研修期間内で24か月を限度とする)		

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
73	南富良野町	新規就農者補助金（就農奨励金）	新規就農者 農業後継者	就農時から2年間 年額120万円		産業課農業政策室農政係
		新規就農者補助金（農地取得補助金）	新規就農者 独立就農者	経営開始時に係る農地取得価格の25%以内、100万円限度		
		新規就農者補助金（農地賃貸借補助金）		年間賃貸料の1/2以内、50万円限度、経営開始時から最長5年間		
		新規就農者補助金（固定資産税補助金）		固定資産税相当額 賦課年から3年間		
		新規就農者補助金（家賃助成金）	新規就農希望者 新規就農予定者	居住期間が1箇月以上、かつ、家賃が1万円以上 家賃の1/2以内、月額2万円を限度 最長3年間		
		新規就農者補助金（営農指導助成金）	受入指導農家	(1)新規就農希望者 日額3,000円、8箇月以内 (2)新規就農予定者 日額4,000円、就農計画に基づく研修期間内で2年以内 (1)(2)とも、労災保険料等は別に支給		

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
74	占冠	新規就農者等田支援対策事業	（1）新規就農希望者とは、本村に居住し、農業経営によって自立しようとする意欲を有すると認められ、経営主の年齢がおおむね60歳未満の者であって、就農計画書を提出し村長が認めた者をいう。 （2）新規就農者等とは、本村に居住し、かつ本村で実習を終了した新規就農希望者であって、営農計画書を提出し村長が認めた者、並びに経営移譲を受けてから7年以内の者であって、営農計画書を提出し村長が認めた者、及び本村に居住し、農業経営によって自立しようとする意欲を有し、あわせて農業経営に関して十分な能力を有すると認められ、経営主の年齢がおおむね60歳未満の者であって、営農計画書を提出し村長が認めた者 （3）後継予定者とは、本村に居住し、親元で農業に従事する者であって、将来親の経営を継承する予定である者 （4）既存農家とは、本村に居住する以前からの経営主で、おおむね60歳未満の新規就農者等と同居する農家 （5）農家実習受託農家	（1）新規就農希望者支援対策 ア 本村で実習を行う新規就農希望者に対し、計画書の認定を受けた日から起算し3年間を限度に1世帯当たり実習費として月額100,000円を補助することができる。 （2）新規就農者等支援対策 ア 本村において就農した新規就農者等に対し、計画書の認定を受けた日から起算し2年間を限度に1世帯当たり就農支援金として月額140,000円を補助することができる。 イ 新規就農者等で、計画書の認定を受けた日から起算し本村での農業従事継続期間が5年に達した者に対し、300,000円を奨励金として交付することができる。 ウ 新規就農者等が、計画書の認定を受けた日から起算し3年以内において農作業機械を初期購入する場合、その費用の2分の1に相当する額を1世帯当たり3,000,000円を上限として補助することができる。ただし、購入した農作業機械は、購入の日から起算して5年間は他に売却してはならない。 エ 新規就農者等で、計画書の認定を受けた日から起算し3年以内において、農作業に関する借入金が発生した場合は、1世帯当たり借入元金2,000,000円を上限として、その利息の全額を5年間を限度に補助することができる。 オ 新規就農者等に対し、計画書の認定を受けた日から起算し3年間を限度に固定資産税の2分の1に相当する額を100,000円を上限として補助することができる。 カ 新規就農者等で、計画書の認定を受けた日から起算し5年以内に農地の取得、農業用施設等の用途において借入金が発生した場合、1世帯当たり借入元金30,000,000円を上限として、その利息の2分の1に相当する額又はその保証料の2分の1に相当する額のいずれかを3年間を限度に補助することができる。 （3）その他支援対策 ア 新規就農希望者の実習を受託した本村に居住する農家に対し、受託費として月額30,000円を3年間を限度に補助することができる。 イ 新規就農者等又は既存農家に対し、農家住宅を新築した場合は1世帯当たり1,000,000円、農家住宅を改築した場合は1世帯当たり500,000円を補助することができる。 ウ 新規就農希望者、新規就農者等及び後継予定者が営農技術の習得、所得の向上、経営の安定化等に必要な研修に参加する場合は、予算の範囲内で補助することができる。ただし、研修参加に要する旅費は対象としない。		占冠村役場 農林課 農業担当 TEL:0167-56-2174 FAX:0167-56-2184 【HP】 http://www.vill.shimukapu.lg.jp

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
75	和寒町	新規就農者確保・育成事業 (地域おこし協力隊)	次のいずれにも該当する方 ①年齢が20歳以上おおむね40歳以下の方 ②現在、都市地域等に居住しているなど、地域おこし協力隊の地域要件に該当する方 ③農業に精通し又は興味があり、町内で独立就農又は雇用就農をめざす方 ④普通自動車免許を有し、自動車を持参できる方 ⑤パソコンの操作ができる方 ⑥心身ともに健康で、熱意を持って活動できる方 ⑦地域行事や共同作業に積極的に参加し、住民と信頼関係を構築できる方	地域おこし協力隊（農業支援員）として委嘱し、農業研修を通じた栽培技術や経営ノウハウの習得など就農準備に関する活動（メイン活動）、地域行事やイベント等に関する活動、ブログ等による地域情報発信活動、各種研修会への参加、その他まちの発展に貢献する活動を行う。 ①任期 委嘱日から1年間、最長3年間まで延長が可能 ②報酬等 ・報酬：月額200,000円 （夫婦ともに委嘱する場合は1組で合計400,000円が支給されるが、下記配偶者加算は支給対象外） ・配偶者加算：月額20,000円 ・自動車借上料：月額15,000円 ・国民健康保険税及び国民健康保険料の1/2以内を助成 ・活動に必要な研修費用の助成及び作業着等の現物を提供 ③住居 ・任期中の住居は和寒町が用意し、家賃は和寒町が負担（夫婦等は同居が要件）	募集期間： 4月6日～12月29日 募集人数： 2名以内 (夫婦等1組)	和寒町地域担い手育成センター TEL:0165-32-2010 https://www.town.wassamu.hokkaido.jp/industrial-development/nousoujuku/agri-support/
			地域おこし協力隊等の農業研修を受け入れる農家又は農業法人	1組の農業研修受け入れにつき月額2,000円を支給		

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
75	和寒町	新規就農対策事業 （就農奨励補助）	①新規参入農業者 農外から農地の取得等により新たに農業を開始する年齢20歳以上の者で、町内在住者に限る。 ②農業経営の後継者 町内で親等が農業経営を営んでいる者の後継者で、高校・大学等の課程を修了後、農業に従事した者又は他産業から新たに就農した年齢18歳以上の者で、町内在住者に限る。	①新規参入農業者 ・就農した場合 50万円 ・就農後1年を経過後引き続き就農している場合 30万円 ・就農後2年を経過後引き続き就農している場合 10万円 ・就農後3年を経過後引き続き就農している場合 10万円 合計100万円 ②農業経営の後継者 ・就農後1年を経過後引き続き就農している場合 30万円 ・就農後2年を経過後引き続き就農している場合 10万円 ・就農後3年を経過後引き続き就農している場合 10万円 合計50万円		和寒町産業振興課農業振興係 TEL:0165-32-2423 https://www.town.wassamu.hokkaido.jp/industrial-development/agricultural-factor/sinnkisyuunou/
		新規就農対策事業 （新規参入農業者促進補助）	新規参入農業者 農外から農地の取得等により新たに農業を開始する年齢20歳以上の者で、町内在住者に限る（就農後10年以内）。	①農地保有合理化事業又は農業経営基盤強化促進法に基づく農用地の利用権設定期間のうち5年間に係る年賃借料の2分の1の額を補助 ②農用地の購入に対して、10アール当たり田15,000円、畑5,000円を補助 ③農用地に対して固定資産税が賦課された場合、その翌年度から3年間補助		
		新規就農対策事業 （生活支援補助）	町内に住所を有する実践的農業研修を行う新規参入農業研修者及び雇用就農による実践的農業研修を行う新規参入農業研修者（年齢18歳以上45歳未満）	①2年を超えない範囲で、研修期間中の家賃を補助（上限額を2万円とし、国等が行う家賃助成事業の対象となる場合は、その差額を交付） ②2年を超えない範囲で、研修期間中の上下水道料の基本料金の全額を補助 ※地域おこし協力隊員は補助対象外		
		新規就農対策事業 （受入農家支援補助）	新規就農者の実践的農業研修を受け入れる町内の農家又は農業法人及び雇用就農による実践的農業研修を受け入れる農家又は農業法人	2年を超えない範囲で、研修者1人につき月額30,000円の補助。ただし、次の要件を全て満たすこと。 ①研修時間数は、座学を含み概ね年間1,200時間又は月間100時間以上とする。 ②研修者は将来にわたって町内で農業に従事する目標が明確な者とする。		

■新規就農支援概要（令和５年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
76	剣淵町	剣淵町農商工業新規就業奨励金	剣淵町に住所を有する者で １ 就農時の年齢が満45歳未満で、３年以上就農が見込まれること。 ２ 平成24年４月１日以降に就農し、専ら農業生産に精励する者であること。 ３ 次のいずれかにより新規就農した者であること。 （１） 町外から新規参入により町内で就農する者 （２） 町内出身者であつて、新規学卒又はＵターン等により後継者として町内の親元に就農する者 （３） 町内の農業生産法人等の構成員として就農する者	農商工業への新規就業者に対し就業開始月から３年間、奨励金を支給 支給額 対象者に配偶者がいる場合 １月当たり 25,000円 対象者に配偶者がいない場合 １月当たり 15,000円		剣淵町農業担い手支援センター TEL:0165-34-3311
		農業研修等派遣事業	町内で就農しようとする４５歳未満の方	農業経営の向上を図るために、基礎的、専門的農業知識・技術等を習得する研修及び町外の先進的農業者との意見交換等に参加するための交通費、研修参加費、宿泊費を補助 （補助金額は対象経費の10分の７以内でかつ４万円以内。同一年度１回まで）		

■新規就農支援概要（令和５年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
76	剣淵町	剣淵町中小企業等ＵＩＪターナー者就業奨励金支給事業	剣淵町に住所を有する者で (１) 町外から移住しておおむね６ヶ月以内に町内の中小企業等に就業した者（就業後、おおむね１年以内に移住した場合を含む。）又は町内在住者であって、新規学卒後おおむね１年以内に、町内の中小企業等に就業した者であること。 (２) 就業時の年齢が満４５歳未満で、３年以上就業が見込まれること。 (３) 令和３年４月１日以降に就業し、専ら中小企業等の業務に精励する者であること。 ２ 前項に規定に関わらず、剣淵町農商工業新規就業奨励金支給事業要綱（平成２４年告示第４３号）の対象者は、この要綱の対象としないものとする。	中小企業等への新規就業者に対し就業の月または移住の月から２年間、月額２万円の奨励金を支給 ※剣淵町農商工業新規就業奨励金の給付を受けた方は対象外		剣淵町役場総務課 財務広報グループ TEL:0165-26-9021 http://www.town.kembuchi.hokkaido.jp/
77	下川町	新規就農予定者支援事業	配偶者又は共に農業経営を行おうとする者を有し、下川町内で農業経営を開始することを目的に、農業技術を習得しようとする２０歳以上５５歳未満の者	①研修旅費補助：農業技術習得のための研修等参加に対し、旅費、参加費、資料代等を補助(年額１０万円以内) ②実習費用補助：営農実習に必要な費用を補助(年額１０万円以内) ③貸付金：新規就農予定者に対し、就農準備金を貸付(月額２０万円、最長２年間、償還免除あり)		下川町役場農林課 TEL:01655-4-2511 https://www.town.shimokawa.hokkaido.jp/
		新規就農者支援事業	一定期間農業技術等を習得し、農業経営を開始する者	①農地等賃貸料補助：事業機関が行う事業により農地、農業用施設等の賃貸借契約を締結した場合、賃貸料を補助(賃貸料の１／２以内) ②農業制度資金等補助：事業機関が融資する農地、農業用施設等取得のため借り入れた資金に対し補助(借入額の１／５以内、ただし、１，０００万円が上限) ③固定資産税補助：農業経営開始当初の農地、農業用施設に固定資産税が賦課された場合、その相当額を補助 ④生活環境整備補助：生活、住宅環境の整備を行った場合、その費用を補助(事業費の１／５以内、ただし、新築３００万円、中古住宅の取得１５０万円を上限とし、１世帯１回限り)		

■新規就農支援概要（令和５年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
78	美深町	美深町新規就農者等に関する条例	新規就農予定者及び新規就農者	・営農実習に対し助成（6ヵ月以上2年未満）月額20万円以内 ・農地中間管理事業及び農場リース事業及び農業経営基盤強化推進事業に係る農用地等の賃貸料の1/2の額を補助 ・農用地の習得及び家畜導入に係る農業制度資金の借入金（5千万円限度）の4%の額を5年間補助 ・農用地等の取得に係る農業制度資金の借入金（個人5千万円、法人8千万円を限度）の利子の1%の部分を7年間利子補給 ・経営開始時、農用地等の取得に係る固定資産税の相当額を3年間交付 ・住宅環境整備を行った場合に係る費用の1/2を補助（上限50万円、就農した年から5年以内）		美深町農務課 農業グループ TEL:01656-2-1641 http://www.town.bifuka.hokkaido.jp/cms/section/nougyou/qlmcaj0000004tcu.html メール：b-nousei@town.bifuka.hokkaido.jp
		美深町新規就農者等に関する条例	受入指導農家	・営農指導に対し助成（6ヵ月以上2年未満）		
79	中川町	中川町新規就農者誘致特別措置	年齢が概ね20歳以上45歳未満の者	(1) 農地保有合理化事業により農用地・農業用施設等(以下「農用地等」という。)の賃借契約を締結している期間、(5年以内、特別な事由がある場合は更に5年以内の延長期間)又は農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づく農用地利用権設定期間(5年以内)並びに公社営農場リース円滑化事業により整備導入した施設、機械、乳牛(以下「施設等」という。)の賃借期間(5年以内)に係る賃借料の2分の1及び経営開始後最初の施設等に対し、固定資産税が賦課された年度から3年間、固定資産税の額を限度として奨励金を交付する。 (2) 農業経営に必要な農用地・農業用施設・家畜等を取得・導入するため、借入をした農業関係制度資金(以下「制度資金」という。)に対して、その制度資金額の3分の1を限度とし、経営自立安定補助金を交付する。なお、経営自立安定補助金の交付額は20,000千円を限度とする。ただし、前号に掲げる農地保有合理化事業又は農業経営基盤強化促進法により借入した農用地等の購入資金並びに公社営農場リース円滑化事業により整備導入した施設等の購入資金及び経営開始の属する年度から3年以内に借入した家畜導入資金及び施設整備等導入資金に限る。 (3) 前号に規定する農業経営に必要で借入した制度資金に対して、次に掲げる金額を限度としてその利息に対し借入の年度から7年間、2分の1の範囲内で利子補給する。 ア 個人経営 8,000万円 イ 共同経営 8,000万円 (4) 新規就農予定者の農家実習期間は、2年間以上とする。営農技術習得費の助成額は月額25万円とする。		中川町役場産業振興課産業振興室 ☎01656-7-2816 nakagawa-sangyo@town.nakagawa.hokkaido.jp
80	幌加内町	幌加内町新規就農者誘致特別対策事業	新規就農者（U・Iターン除く）	条件を満たした新規就農者に対して、300万円を交付。 農地の賃借料の1/2を5年間助成。 農用地等の取得に対し5年間固定資産税相当額を助成。 借入した制度資金（上限5,000万）の利率全額を5年間助成		産業課農政係

■新規就農支援概要（令和５年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
81	留萌市	営農実習支援助成金	新規就農予定者	営農実習支援：営農実習に必要な経費として年間１０万円を上限に助成。		留萌市役所 農林水産課農政係 TEL：0164-42-1837
		新規就農者支援助成金	新規就農者 新規就農予定者	住居支援：家屋の借上げについて、月額２７千円を上限に家賃の１／２を助成。		
			新規就農者	農用地等賃貸料支援：土地使用料の１／２を助成（５年間）。		
				固定資産税支援：最初に賦課された固定資産税相当額を助成。（財産取得後３年間、就農後５年間以内）		
				利子支援：農業関係制度資金の借入利子の１／２を助成。（５年間）		
				経営自立安定支援：就農後５年間を限度に、年間１５０万円を上限として助成 ※前年度所得により助成額が変動（但し、国・道等から同種の給付金等の交付がある場合は、受給不可）		
				住宅改修等支援：持家の修繕、増改築にかかる費用の１／１０を助成（限度額：１００万円）		
				農業機械等導入支援助成：就農開始時における初期投資（ハウス、農業用機械・器具）の購入又はリース額の１／４を助成（上限３００万円、就農後５年以内で１回限り）。		
82	増毛町	増毛町新規就農者招致特別措置事業	新規就農者	１ 農用地及び農業施設の賃借契約を締結している期間のうち５年間、賃借料の１／２を奨励金として交付。 ２ 農地等を取得後、最初に賦課された固定資産税の額を限度として５年間奨励金を交付。 ３ 農業関係制度資金を借り入れた場合、その利子の１／２以内を５年間、利子補給金として交付。 ４ １ha以上の耕作者には１世帯当たり１年間に限り、月額５万円を経営自立安定補助金として交付。 ５ 居住地の修繕、増築、改築等に係る費用の１／１０の額を限度として助成金を交付。		増毛町農林水産課 TEL:0164-53-1117 HP:http://www.town.mashi-ke.hokkaido.jp
83	苫前町	苫前町新規就農者対策事業	新規就農者	１、農地賃貸料奨励金：賃貸契約を締結した額の２分の１に相当する額 ２、固定資産税奨励金：経営開始後、２年以内に導入した農地等に係る固定資産税に相当する額 ３、農業関係制度資金利子補給金：経営開始後、２年以内に借入した農業関係制度資金の利息に対して２分の１に相当する額		農林水産課農政係
			受入農家	指導費助成金：新規就農予定者を受け入れるために必要な研修資材の購入、農業指導料、住宅の提供、農業経営技術取得のための研修として真に必要な額に対し、月額５０千円又は実際に要した経費のいずれか低い額を助成する。		

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
84	羽幌町	農業担い手支援対策事業	新規就農希望者（20歳以上48歳未満、実習期間が30日以上60日以内）	①実習期間中の報酬（時給1,000円）、②傷害共済への加入		①オロロン地区農業担い手確保対策協議会 TEL:0164-62-2145 ②羽幌町役場農林水産課 TEL:0164-68-7008 https://www.town.haboro.lg.jp/
			就農研修者（20歳以上48歳未満、研修地の町村に在住（原則）、支援期間は研修開始から2年以内）	①研修支援金（年額100万円、②傷害共済への加入、③住宅料支援（自己負担額の1/2以内（上限月額15千円））、④研修旅費支援（自己負担額の1/2以内（上限20万円））、⑤国民年金保険料支援（自己負担額の1/2以内）、⑥国民健康保険料支援（自己負担額の1/2以内）、⑦免許取得支援（取得費の1/2以内（上限10万円）） ※③～⑦については、1年間につき合計総額50万円を限度とする		
			自立就農者（50歳未満、就農地の町村に在住（原則）、補助期間は営農開始から5年以内）	①就農祝い金（10万円（就農時）※後継者親元就農・法人雇用も適用）、②農地賃借料補助（支払済み額の1/2以内）、③農業制度資金借入金補助（11月末日の借入金残高の1/10以内（上限20万円）、④固定資産税補助（農業相当分の固定資産税納付額の1/2以内（上限10万円））、⑤機械賃借料補助（機械賃借料の支払済み額の1/2以内（上限10万円））、⑥住宅賃借料補助（自己負担額の1/2以内（上限月額15千円）） ※②～⑥については、1年間につき合計総額50万円を限度とする		
85	初山別村	新規就農者支援対策事業	20歳以上48歳未満	①研修支援金：年100万円 ②住宅料支援金：自己負担額の2分の1以内（月額15,000円上限） ③研修旅費支援金：自己負担額の2分の1以内（20万円限度） ④国民健康保険料支援金：自己負担額の2分の1以内 ⑤国民健康保険料支援金：自己負担額の2分の1以内 ※②～⑤については、1年間につき合計50万円限度		初山別村役場 経済課農林畜産係 TEL:0164-67-2211 http://www.vill.shosanbe.tsu.lg.jp/
		新規就農者支援対策事業	就農研修後に個別経営を開始した方	①農地賃貸料支援：支払済額の2分の1以内 ②農業制度資金借入金補助：11月末日の借入金残額の10分の1以内（20万円限度） ③固定資産税補助：農業相当分の固定資産税納付額の2分の1以内 ④機械賃貸料補助：機械賃貸料の2分の1以内（10万円限度） ※①～④については、1年間につき合計50万円限度		

■新規就農支援概要（令和５年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
86	遠別町	新規就農者支援対策事業	・48歳未満	I. 就農相談		るもい農業協同組合 遠別支所 TEL:01632-7-2511
			・48歳未満	II. 体験実習（30日以上60日以内） ①時給1,000円 ②傷害共済加入		
			・48歳未満 ・研修地の町村に居住 （原則）	III. 就農研修（研修開始から2年以内） ①研修支援金：年額100万円 ②傷害共済加入 ③住宅料支援：自己負担額の2分の1以内（月額15千円を限度） ④研修旅費支援：自己負担額の2分の1以内（20万円を上限） ⑤国民年金保険料支援：自己負担額の2分の1以内 ⑥国民健康保険税支援：自己負担額の2分の1以内 ⑦免許取得支援：取得費の1/2以内（10万円を限度） ※③～⑦の支援については、1年間につき合計総額50万円を限度 I～IVのステップを踏んで新規就農者をを目指す者に対して支援を行うもので、途中から（IVのみなど）の支援は対象外 返還条件あり		
			・50歳未満 ・就農地の町村に居住 （原則）	IV. 自立就農（営農開始から5年以内） ①10万円（就農時）※後継者親元就農・法人雇用にも適用 ②農地賃貸借補助：支払済み額の2分の1以内 ③農業制度資金借入金補助：11月末日の借入金残高の10分の1以内（20万円を限度） ④固定資産税補助：農業相当分の固定資産税納付額の2分の1以内 ⑤機械賃貸借補助：機械賃借料の支払い済み額の2分の1以内（10万円を限度） ⑥住宅賃借料補助：自己負担額の2分の1以内（月額15千円を限度） ※②～⑥の支援については、1年間につき合計総額50万円を限度		
87	天塩町	天塩町新規就農者誘致促進事業（経営開始支援補助金）	①40歳以下 ②1年以上就農研修	営農開始時の農業施設・家畜導入費が1,000万円以上の経費に対して1,000万円以内の助成		農林水産課 天塩町農業支援センター（農業振興対策室）
		天塩町新規就農者誘致促進事業（経営安定支援補助金）		・農地・農業施設の賃借料助成（5年間30万限度） ・農業関係制度資金借入に対して農協が利子補給をする場合に利子補給（対象限度額5,000万、5年間1/3以内）		
		農業後継者確保支援補助金	農業後継者	牛舎等農業施設の増築、搾乳（肉）牛増頭など規模拡大にかかる経費（300万円以上で100万円以内の助成）		

■新規就農支援概要（令和５年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
88	稚内市	新規就農者支援事業	新規農業経営者 （55歳以下で実践的な農業実習を1年以上経験している者）	◎ 農業経営開始時における農用地等の年間賃借料の1/2の額を賃貸借契約の締結時から5年間補助 ◎ 農業開始時点から1年以内に取得した農用地等に賦課される固定資産税相当額を賦課された年から3年間補助 ◎ 経営開始奨励金として100万円を支給 ◎ 営農実習奨励金として実習開始時から1カ月当たり10万円以内の額を、実習開始時から2年以内で補助		稚内市建設産業部農政課農業振興・委員会グループ TEL:0162-23-6481
	北宗谷農業協同組合（稚内市）	新規就農者奨励金	農家等において実践的な農業実習を1年以上経験した20歳以上50歳以下の者	就農後3年間、毎年100万円の奨励金を支給		・JA北宗谷稚内支所営農振興課 TEL:0162-32-6796 ・JA北宗谷沼川支所営農振興課 TEL:0162-74-2111
89	猿払村	猿払村新規就農者誘致条例	概25歳～45歳未満で配偶者又は18歳以上60歳未満の同居の親族を有する者、又2名以上の共同で酪農業を行う者でおおむね25歳以上45歳未満であること。	◎離農跡地を継承した場合の営農環境整備に要する経費（経費の2分の1以内、100万円限度、1回限り）		産業課農政係 TEL:01635-2-3134
				◎就農後、生産又は導入した育成牛（雌牛）のうち猿払村営牧野に預託した経費（経費の2分の1を減免、1年100万円を限度とし就農開始月から継続3年間）		
90	浜頓別町	新規就農支援条例	新規就農者 ①～③のいずれの要件を満たしていること ①20歳以上50歳未満 ②農業実習を1年以上経験 ③5年以内に年間所得500万以上を確保できる計画があること。	①経営自立補助金 農業経営開始における農用地等の年間賃借料の2分の1の額を5年間支援。（年間上限額 100万円） ②経営安定補助金 農業経営開始後、最初に取得した農用地等に課税される固定資産税相当額を3年間支援。		浜頓別町産業振興課 TEL:01634-2-2346

■新規就農支援概要（令和５年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
91	中頓別町	中頓別町新規就農者誘致 特別措置条例	・新たに農業経営を営む者 ・概ね23歳以上40歳未満の者で配偶者、又は18歳以上60歳未満の同居の親族を有する者 ・概ね10ha以上で乳牛又は肉用牛の飼育頭数が20頭以上の酪農等経営計画を有する者	1. 農地保有合理化事業により農用地等並びに公社営農場リース事業で改修した施設の賃貸借契約を締結している期間（５年以内）に係る賃借料の1/2を助成 2. 農用地等に対し、固定資産税が賦課された年度から３年間、固定資産税の額を限度とし奨励金を交付 3. 農地保有合理化事業により取得する農用地等並びに農場リース事業により導入する家畜及び導入する家畜及び農業用施設改修の借入金及び就農支援資金制度のうち就農施設等資金のほか、農業協同組合等の資金により農業経営を開始するために必要となる施設・機械・家畜等の購入等のための借入金に対し、２分の１以内（限度額12,000千円）として経営自立安定補助金を交付 4. 農業経営に必要で借入した制度資金に対して、次に掲げる金額を限度としてその利息に対し借入の年度から７年間、3.5%を超える部分を利子補給		中頓別町産業課産業グループ TEL:01634-6-1111
		酪農研修受入事業	・新たに農業経営を営む者 ・概ね23歳以上40歳未満の者で配偶者、又は18歳以上60歳未満の同居の親族を有する者	1. 研修手当の支給（月額150千円～180千円） 2. 冬期間暖房手当の支給（月額20千円 11～３月） 3. 研修生用住宅又は公営住宅等を提供（住宅費等は研修生負担）	原則２年間	

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
92	枝幸町	就農者誘致特別措置奨励金	○新規就農者及び移転就農者 ・年齢が45歳未満の者 ・乳牛の飼育頭数が成牛換算で30頭以上の経営計画を有する者 ・30ヘクタール以上の農用地面積を確保できる者 ・就農者の認定を受けた者	○5年間で一経営体300万円（基本額）から1,000万円を限度として奨励金を交付		枝幸町農林課 農政農政係 TEL:0163-62-1359
		就農研修助成 乳牛導入助成	○新規就農者及び移転就農者 ・年齢が15歳以上40歳未満の者で、農業経営者になることに強い意志を有し、当町で新規就農者を目指す方 ・研修時間は概ね8時間 ・休日：週1回（農繁期等季節により変動有り） ・宿泊先：担い手宿泊センター（水道光熱費込み・食事は自炊） 家賃：世帯者用20,000円/月 单身者用15,000円/月	○月額15～20万円（研修期間は1年～2年）（家族構成による） ○新規就農時に乳牛導入代金として100万円を助成		宗谷南農業協同組合 営農部営農課 TEL:0163-62-1711

■新規就農支援概要（令和５年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
93	豊富町	豊富町酪農研修受入事業	心身ともに健康な概ね20歳以上53歳未満の者	○研修先：豊富町担い手育成センターが選定する豊富町内の先進農家（北海道指導農業者認定者等） ○研修手当：月額20万円（新規就農者育成総合対策の就農準備資金を受給する場合は月額15万円） ○研修期間：最長2年間		窓口：豊富町農業委員会事務局 TEL:0162-82-1352
		豊富町新規就農者特別措置制度（奨励金交付）	・個人経営：心身ともに健康で概ね20歳以上55歳未満の者 ・共同経営：心身ともに健康で概ね20歳以上55歳未満の2名以上が農業経営に参加する者	○ 経営規模 酪農経営：① 飼養頭数が30頭(成牛換算)以上の営農計画を有する者 ② 概ね30ヘクタール以上の農用地を確保できる者 肉牛経営：① 飼養頭数が30頭(成牛換算)以上の営農計画を有する者 ② 概ね30ヘクタール以上の農用地を確保できる者 ○ 優遇措置 ① 農場リース事業等の貸付期間に係る賃借料の2分の1以内の額を補助する（最長5年間） ② 固定資産税が賦課された年度から営農資産に係る固定資産税相当額を3年間にわたり交付する ③ 借入した農用地・農業用施設の購入及び経営開始に属する年度から2年以内に家畜を導入するため、借入した農業関係制度資金の5分の1以内の額を補助する。 個人経営：10,000千円限度 共同経営：18,000千円限度 （自己資金対応者への優遇措置） ・上記の事業以外で農用地等を購入し経営を開始しようとする場合は、購入に必要な最低限の費用の5分の1以内、個人経営で10,000千円、共同経営で18,000千円を限度とするとともに、経営開始後の固定資産税が賦課された年度から3年間に係る固定資産税の額を限度として補助金を交付する。		窓口：豊富町農林水産課酪農振興係 TEL:0162-82-1352
		JA北宗谷新規就農者等支援制度	○ 受給対象：JA北宗谷組合員として新規就農した概ね20歳以上55歳未満の者	○給付額：年間100万円 ○給付期間：3年間		窓口：JA北宗谷営農部 TEL:0162-82-2112

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
94	幌延町	新規就農経営自立安定補助金	①研修期間等の研修を修了した者並びにこれと同等の知識及び経験を有する者で、心身ともに健康で自立して酪農経営を営む能力を有する者。 ②年齢が概ね23歳以上40歳以下の者で原則として同居の配偶者又は成人親族を有する者。ただし、2名以上の者が共同により酪農経営を目指すものはこの限りではない。	①農用地等の取得に対する者：農業関係制度資金借入額の5分の1以内の額を補助（上限1千万円）。 ②農業関係制度資金借入金利子補給：農用地等の取得借入金（5千万円を限度）に対する利息の2分の1以内を補助。 ③農用地等の賃借料に対する者：年賃借料（年4百万円を限度）の2分の1以内の額を補助。 ④農用地等の固定資産税に対する者：農用地、農業用施設及び農業用機械に課税される固定資産税相当額を補助（5年以内）。		【相談窓口】幌延町酪農担い手育成センター（幌延町役場産業振興課内） 【所在地】天塩郡幌延町宮園町1番地1 【TEL】01632-5-1115 【FAX】01632-5-2971 【メール】sangyoshinko@town.horonobe.lg.jp 【ホームページ】https://www.town.horonobe.lg.jp/
		新規就農研修支援事業	①幌延町で新たに酪農を営もうとする者で、酪農に意欲と情熱を持ち、前向きに取り組める者。 ②年齢が概ね21歳以上38歳以下の者で、原則として同居の配偶者又は成年親族を有する者。 ③概ね2年間の研修を行う者。	①研修手当：月額25万円を支給。 ②視察研修費用：年2回まで旅費相当を助成。 ③賃借住宅等の家賃半額助成（上限1万円）。 ④交通費：月額5千円（住宅から研修指導農家等まで片道2km以上）。		【実行本部】幌延町農業協同組合営農部（担当：小林） 【所在地】天塩郡幌延町2条北1丁目14番地 【TEL】01632-5-1211 【FAX】01632-5-1214 【メール】tatsuyuki.kobayashi@horo-nobechou.ja-hokkaido.gr.jp
		地域おこし協力隊農業支援員	①概ね21歳以上38歳以下の方 ②将来、幌延町で新規就農や雇用就農することを目指す方 ③活動を通じて農業に関する知識や技術の習得を意欲的に行える方 ④現在、過疎地域等に該当する市町村に居住していない方	①給与月額20万円 ※期末手当支給あり（6月及び12月） ②幌延町会計年度任用職員として採用します。 ③社会保険、雇用保険に加入します。 ④原則、活動期間中に居住する住宅料は町が負担します。 ⑤転居の際の移転料を支給します。		【相談窓口】幌延町役場産業振興課 【所在地】天塩郡幌延町宮園町1番地1 【TEL】01632-5-1115 【FAX】01632-5-2971 【メール】sangyoshinko@town.horonobe.lg.jp 【ホームページ】https://www.town.horonobe.lg.jp/

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
95	北見市	新規参入就農支援事業	・就農計画の認定を受け2年間の研修を終え、北見市内で就農する者	経営を開始したときから毎月62,500円を24ヶ月を限度に補助。		北見市農林水産部 農政課農政係 TEL:0157-25-1142 nosei@city.kitami.lg.jp
		経営開始農地借上支援事業	・各自治区部会のサポートを受け、おおむね2年間の研修を終え、市内で農地を確保し就農した者。	経営開始に伴い、既存制度又は単独で借りた土地の借上料の2分の1を年間20万円を限度に、5年間補助。		
		経営開始農業施設借上支援事業	・20歳以上46歳未満の者	経営開始に伴い、既存制度又は単独で借りた農業機械・施設等に対し借上料の2分の1を年間20万円を限度に、5年間補助。		
		北見市大型免許等取得費助成事業	就農時の年齢が18歳以上50歳未満の者で当該年度又は前年度に就農し、要件に該当する者	大型免許・大型特殊免許・及びけん引免許の取得に要する経費の1/2以内とし、2万円を限度。（申請は1回のみ）		
	北見市端野町	北見市地域おこし協力隊（端野自治区農業部門）事業	・三大都市圏内の都市地域、政令指定都市に住所を有する者。 ・普通自動車免許を有する者等	・地域おこし協力隊として委嘱し、就農を目指した農業に関する知識や技術の習得、地域農業の振興に関する調査や研究、地域活性化に資する活動等について支援する。 ・期間は最長で3年間 ・月額報酬169,645円（通勤手当、期末手当、時間外手当等の支給あり）	随時募集中（1名）	北見市端野総合支所産業課 TEL:0157-56-4003 ta.sangyo@city.kitami.lg.jp
	北見市常呂町	J A ところ	新規就農者	日本農業新聞または図書「地上」誌の1年分の購読助成 新規就農者が組合員加入時に100,000円の祝金を支給		J A ところ営農部営農企画課
96	網走市	網走市新規農業参入者支援事業	（1）本市に定住し農業経営によって自立しようとする意欲のある者 （2）市長より就農計画の認定を受けた者 （3）18歳以上45歳未満の者	経営開始から5年以内に取得した農地等に係る固定資産税相当額（5カ年間）を補助		網走市農林水産部農林課農業振興係 TEL:0152-44-6111（内線246） http://www.city.abashiri.hokkaido.jp/360nogyo/060nougyouyashien/020sann yuu.html

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
97	紋別市	紋別市新規就農者誘致事業	新規就農予定者	○農業経営に必要とされる農業技術及び見識等の農業経営全般における習得に係る経費を研修奨励金として、月額6万円を最大2年間助成。		紋別市産業部 農政林務課農業振興係 TEL:0158-24-2111 (内線254・285)
			新規就農者	○農業経営開始に係る準備に要する経費及び農業経営開始直後に要する経費として、農業経営開始初年度に限り、200万円を助成。 ○農用地・施設用地及び農業用施設の貸付料に対する負担軽減。5年間のリース料の2分の1以内を限度として助成。 ○中古農業機械の導入に係る貸付料の負担軽減。5年間のリース料の2分の1以内を限度として助成。 ○乳牛の貸付に係る管理料の負担軽減。5年間リース料の2分の1以内を限度として助成。 ○農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定期間のうち、農場リース期間中の貸付料に係る負担軽減。5年間リース料の2分の1以内を限度として助成。 ○経営開始時における生産資材等の負担軽減。5年間の利子助成を行う。		
			農業実習受入れ農家	○新規就農予定者の農業研修受入れ農家に対して営農指導費として、月額5万円を最大2年間助成。		

■新規就農支援概要（令和５年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
98	美幌町	美幌町新規就農予定者の農業研修支援事業	農業研修生 (新規就農予定者)	1. 農業研修補助金：新規就農予定者の農業研修期間内（６ヶ月以上３年以内）で月額15万円を補助。（ただし、農業次世代人材投資（準備型）事業の交付を受けた後） 2. 家賃補助金：農業研修生に対する家賃補助（月額35,000円以内）		美幌町役場 経済部みらい農業課 農業センターグループ TEL:0152-75-2324
		美幌町新規就農者等支援事業	新規就農者及び独立就農者で、個人経営又は当該個人が経営主となる法人	1. 就農奨励補助金：新規就農者等が経営開始時に必要となる準備費用に対し200万円を補助。	就農時	美幌町役場 経済部農林政策課 農政グループ TEL:0152-73-1111
				2. 農用地等賃借料補助金：経営開始時から１年以内に、農業経営基盤強化法による農用地の利用権設定、農用地保有合理化事業又は公社営農場リース事業により賃貸借した農用地等の年間賃借料の2分の1を賃借年から５年以内で補助。（ただし、農用地保有合理化事業のうち元金に充当される分は除く。）		
				3. 経営安定補助金：経営開始時から１年以内に取得した農用地等及び農業経営基盤強化法による農用地の利用権設定、農用地保有合理化事業並びに公社営農場リース事業により賃貸借した後に取得した農用地等の固定資産税相当額を賦課年から５年間補助。		
				4. 農用地等取得補助金：経営開始時から１年以内に取得した農用地等の取得費及び農用地保有合理化事業並びに公社営農場リース事業により賃貸借した後に農用地等の取得を農業関係制度資金の借入金で行う場合の取得費の3分の1を取得時又は借入時に補助。 （補助限度額：個人500万円・法人構成員750万）		
				5. 農用地等取得資金償還金利子補給費補助金：経営開始時から１年以内に取得した農用地等の取得費及び農用地保有合理化事業並びに公社営農場リース事業により賃貸借した後に農用地等の取得を農業関係制度資金の借入金で行う場合の負担金利の2分の1以内を償還年から５年間補助。 （対象借入限度額：個人3,000万円・法人構成員4,500万円）		
			新規農業従事者	就農に必要な資機材購入費、資格取得、研修費用（資格取得の費用は、就農の1年前までの経費についても対象にすることができる。） 資材・機材購入費用については経費の3分の2、その他は10分の10とし、100万円を上限とする。	就農から５年以内（5年目の属する年度末まで）	
99	津別町	津別町農業新規参入者誘致事業	新規就農者	(1) 農用地賃借料のうち経営開始年度に賃借した分について、3年間に限り賃借料の4分の1を補助 (2) 経営開始のため、農用地等を購入するのに要した自己資金、農業経営基盤強化促進法に基づく資金について、5分の1以内(800万円限度)を経営開始年度に限り交付 (3) 経営開始後の翌年度から3年間に限り、経営開始年度に取得した資産のうち直接営農に供する資産に課税される固定資産税相当額を交付 (4) 経営開始年度から2年以内に、利率が2.0パーセントを超える資金(利子補給対象額3,000万円とする。)に対し、その超える利率のうち2.0パーセント以内について経営開始年度から5年間に限り利子補給	通年	津別町役場 産業振興課農政係 TEL:0152-77-8384
		津別町農業新規参入者誘致事業	受入農家	・3か月以上の期間、農業実習をした場合につき、月額5万円を交付	通年	

■新規就農支援概要（令和５年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
100	小清水町	小清水町新規就農者支援事業	1. 町内在住 2. 独立・自営の認定新規就農者 3. 49歳未満	初回交付申請から５年間とし、年６０万円 最大５年３００万円		小清水町産業課農業振興係 TEL:0152-62-4474
101	訓子府町	新規就農者等支援助成金	農家後継、新規就農者、 第三者農業経営継承者	本町は経営開始後の支援のみで、「就農研修」に対する支援制度はまだ無い。 また、農家後継の場合には、自営農業に150日以上従事するようになった時点（1年目）で、就農祝金として1回限り1人当たり20万円を交付する制度も設けている。 基本的には、経営開始後、国の農業次世代人材投資資金の受給を第一に、その需給を妨げない範囲で町単独支援を設定。（全て1経営体当たりの交付とし、以下の1～8までを合算した年間交付額の上限を200万円とする。） 1. 経営開始時からの2ヵ年で入植祝金50万円ずつ交付（2ヵ年で100万円） 2. 経営開始時からの2ヵ年で運転資金助成として、月額5万円を上限に交付（経営開始後、概ね半年あるいは1年経過毎に一括支給） ※以下の項目は状況に応じて交付 3. 経営開始から農用地の年間賃借料の1/2以内を5年間交付 4. 経営開始から農用地等の取得により借入した制度資金及び農協資金等の5,000万円を限度に、貸付利率の1/2以内を5年間交付 5. 新築住宅建設は1回限り100㎡を限度に、㎡当たり1万円以内を交付 6. 中古住宅購入は1回限り100㎡を限度に、㎡当たり5千円以内を交付 7. 住宅購入は1回限り100㎡を限度に、㎡当たり3千円以内を交付 8. 住宅賃借料は月額1万5千円を限度に、賃借料の1/2以内を5年間交付		訓子府町農林商工課 TEL:0157-47-2116

■新規就農支援概要（令和５年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
102	置戸町	就農研修支援資金	新規就農予定者として、町の新規就農者支援育成協議会より認定を受けた者	新規就農予定者の登録承認をされ、現在研修を受けている者 就農研修資金として、研修期間に応じ最高24ヶ月間分の貸付を行う。 貸付金額（１ヶ月）配偶者がいる者100,000円、単身者50,000円		窓口：置戸町農業委員会 E-mail:nouti@town.oketo.hokkaido.jp ホームページ http://www.town.oketo.hokkaido.jp/shigoto_sangyo/nogyo/shinki_shuno/
		農用地及び農業用施設等賃借料への補助	新規就農予定者として、町の新規就農者支援育成協議会より認定を受けた者	担い手確保農用地保有合理化促進特別事業及び農場リース円滑化事業等により農用地及び農業用施設等(以下「農用地等」という。)の賃借契約を締結している期間の内５年間に係る賃借料の３分の１以内を補助する。		
		固定資産税相当額の助成	新規就農予定者として、町の新規就農者支援育成協議会より認定を受けた者	経営開始後最初の施設等に対する固定資産税が賦課された年度から３年間に係る固定資産税の額を限度として、奨励金を交付する。		
		経営自立安定補助金	新規就農予定者として、町の新規就農者支援育成協議会より認定を受けた者	農業経営の開始に必要な農用地等の取得並びに家畜を導入するため、経営開始の属する年度から２年以内に借入をした農業関係制度資金及び町長が認める資金に対し、町が定める農業経営基盤強化促進基本構想指標を達成すると認めた場合、経営自立安定補助金を交付。 制度資金額の５分の１、個人経営5,000千円、共同経営10,000千円を限度とする。		
		制度資金等借入への利子補給	新規就農予定者として、町の新規就農者支援育成協議会より認定を受けた者	農業経営に必要な農用地及び農業用施設の取得並びに家畜を導入するため、経営開始年度から５年以内に借入した制度資金等に対して、借入の年度から１０年間その利息に対し２分の１の範囲内で利子補給金を交付。 ただし、個人経営50,000千円、共同経営80,000千円を利子補給の限度とする。		
103	佐呂間町	経営自立安定補助金	新規就農認定者で就農後５年以内	農業関係制度資金等の借入額の１／５以内1,000万円を限度に補助金を交付		佐呂間町役場農務課農業振興係
		新規就農予定者就農研修支援資金貸付金制度	長期就農研修者	佐呂間町内で長期就農研修を行っている就農予定者に対し、２年間で限度に１ヶ月10万円を貸付ける。佐呂間町内で就農した場合５年間の償還を猶予し、５年を経過した後営農継続の場合は償還免除。		
		産業後継者就業奨励金	農業後継者で就農後５年以内	認定農業者の50歳未満の後継者に対し30万円の奨励金を交付（交付対象は１農業者１名限り）		
	J A サロマ	新規就農者受入対策事業	新規就農者	営農計画書及び認定申請書を提出し、組合長の認定を受けたものに１０万円を支給		佐呂間町農業協同組合 営農部農業振興課

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
104	遠軽町	遠軽町新規就農者等支援事業	本町において新たに農業経営を開始する者（2親等以内の親族から経営継承する者を除く）で、就農時の年齢が50歳未満の者。	1. 新規就農者の奨励金として200万円を交付 2. 農地保有合理化事業又は農業経営基盤促進法による利用権設定により、経営開始の日から5年以内に借受した農用地等の年間賃借料の1/2以内で単年度40万円を限度に、経営開始から5年間助成		遠軽町役場 農政林務課農政担当 TEL:0158-42-4816
			本町において2親等以内の親族が経営する農業経営体に就農する者（一戸一法人以外の法人を除く）で、就農時の年齢が50歳未満且つ年間における農業従事日数が150日以上となる者。	新規農業従事者の奨励金として60万円を交付		
		遠軽町農業担い手育成対策事業	本町において農業を営もうとする50歳未満の者で、受入農家から経営継承することを目的に生産技術や経営管理等について習得するもの	農業研修生助成金として、月額5万円を支給		
			上記の農業研修生の受入農家。	受入農家助成金として、月額1万円を支給		
		遠軽町農業担い手育成総合支援事業	本町において農業を営もうとする意欲ある者で、町内で1年以上農業研修を受ける者。	農業研修生助成金として、2年間を限度に、月額1万円を支給		
			上記の農業研修生の受入農家。	受入農家助成金として、2年間を限度に、月額1万円を支給		

■新規就農支援概要（令和５年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
105	湧別町	J A新規就農者サポート事業【就農時】	湧別町農業振興協議会の認定を受けた者とする。ただし、他市町村で既に農業経営を行っていた者が湧別町に転入して経営を開始する場合、又は町内農業者の子弟が後継者として経営を引き継ぐ場合は、対象から除く。	1、就農奨励 経営開始に必要な土地（分筆後の施設地）、牛舎等施設、機械（中古）等の購入に要した経費の1／2を助成。 上限5，000千円。 2、賃貸料補助 家畜、農地の賃貸料の1／2以内を助成。（農地売買支援事業は対象） 年間上限1，000千円。通算上限5，000千円。 3、施設整備補助 牛舎等の施設改修に要した経費の1／3以内を助成。 上限2，500千円。 4、家畜購入補助 家畜（乳牛、肉牛等）の購入に要した経費の1／3以内を助成。 上限2，500千円。		湧別町農業協同組合 営農相談課 小澤 TEL:01586-5-2121 http://www.ja-yubetsu.org/
		新規就農者に対する支援制度【研修中】		一人あたり 17万円/月 ※助成期間：最大30か月 例：17万円×2人（夫婦）×30ヶ月＝1,020万円		

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
106	滝上町	滝上町新規就農者確保対策援助事業	長期農業研修者 ・概ね23歳以上40歳未満で、配偶者又は18歳以上60歳未満の同居の親族を有する。 ・農業経営において、農地等の整備並びに農用地の面積が酪農経営においては30ha以上で飼養頭数30頭以上（成牛換算）、肉牛及び畑作経営においては10ha以上の計画を有する。	・交通費相当額（研修開始時及び研修時） ・営農に必要な大型特殊免許取得のための経費 ・研修等の参加経費 ・転居経費（実費額の1/2以内かつ50,000円を上限。1回限り。）		滝上町役場農政課農政係 TEL：0158-29-2111 FAX：0158-29-3588 E-mail： nousei@town.takinoue.hokkaido.jp ホームページ： https://town.takinoue.hokkaido.jp/
			新規就農者 ※要件は同上	・入植奨励金として200万円を支給。 ・農業経営に必要な土地・建物・償却資産に賦課される固定資産相当税相当分の全額を、入植後賦課される年度から5年間補助。 ・担い手支援農地保有合理化事業により農用地を賃借した場合、賃借料の本人負担分を5年間補助。 ・農業経営に必要な農用地及び農業機械等の取得及び家畜導入に要する経費について、制度資金借入対象額の1/10を5年間（上限500万円）補助。		
			受入農家	・営農指導等に要する経費として受入期間中月額4万円を補助。 ・住宅の増改築資金として300万円を融資。融資は無利子とし、償還方法は7年均等償還（うち2年据置）とする。		

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
107	興部町 雄武町	新規就農者誘致特別措置 条例	◎対象者：就農研修者及び新規就農者 ◎要件：年齢が概ね22歳から40歳未満の者で、配偶者又は18歳から60歳未満の同居の親族が有る者及び20歳から30歳未満の者が3人以上で組織により農業経営を行う者。	この条例により新規就農の認定を受けた者に対し、次の各号により、奨励金及び利子補給等(以下「奨励金」という。)を交付し補助を行う。 (1)認定を受けて新規就農者に対し200万円を限度として奨励金を交付する。 (2)担い手確保農地保有合理化促進特別事業及び農場リース円滑化事業により農用地及び農業用施設等(以下「農用地等」という。)の賃貸借契約を締結している期間「5年以内、特別な事由がある場合は更に5年以内の延長期間)又は、農用地利用増進法に基づく農用地利用権設定期間内、5年間に係る賃貸料の2分の1、及び農場譲渡後最初の施設等に対し、固定資産税の賦課された年度から5年間、固定資産税の額を限度として奨励金を交付する。 (3)農業経営に必要な農用地及び農業施設等の取得、並びに家畜等を導入するための、借入をした農業関係制度資金(以下「制度資金」という。)に対して、その制度資金の5分の1を限度とし、経営自立安定補助金を交付する。なお、経営自立安定補助金の交付額は1,000万円を限度とし、経営自立安定補助金を交付する。ただし、前号に掲げる担い手確保農地保有合理化促進特別事業、又は農用地利用増進法により借入した農用地等の購入資金、及び経営開始の属する年度から3年以内の借入した家畜導入施設資金に限る。 (4)前号に規定する農業経営に必要で借入した制度資金に対して、次に掲げる金額を限度として、その利息に対し、借入の年度から5年間2分の1の範囲で利子補給する。 イ)個人経営 5,000万円 ロ)組織経営 8,000万円	◎募集期間：通年 ◎募集人数：年間2～3組	北オホーツク農業協同組合 営農部担い手対策課 TEL(代表):0158-82-2101(内線77) TEL(直通):090-7619-7178 FAX:0158-85-7860 http://www.ja-kitaokhotsk.jp/
			◎受入指導農家	研修指導に対し、助成(最長3年間)		
			◎研修牧場(Farm to-mo)	研修牧場については、令和4年度より研修生受入開始	◎募集期間：通年 ◎募集人数：年間2～3組	
108	雄武町	新規就農支援制度	〈個人経営〉23歳以上40歳未満で配偶者がいること。または18歳以上60歳未満の同居の親族がいること。 〈共同経営〉20歳以上30歳未満の方で、3名以上での共同経営	(1)認定を受けた新規就農者に対し200万円を限度として奨励金を交付する。 (2)整備導入した施設、機械及び乳牛の賃借期間(5年以内)に係る賃借料の1/2並びに経営開始後最初の施設等に対し、固定資産税が賦課された年度から5年間、固定資産税の額を限度として奨励金を交付する。 (3)経営を開始するための借入金の1/5(限度額 1,000万円)を補助金として交付する。 (4) (3)に規定する農業経営に必要で借入した制度資金等に対して、借入の年度から5年間、1/2の範囲内で利子補給する。 ・個人経営 5,000万円 ・共同経営 8,000万円	無し	雄武町役場 産業振興課 農務係 TEL:0158-84-2121 メールアドレス: noumu@town.oumu.hokkaido.jp

■新規就農支援概要（令和５年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
109	音更町	農業後継者確保対策事業	町外の18歳から概ね45歳までの新規就農希望者（男女不問）	本町への移住、就農に関心を持った方に対し、２泊３日程度の期間で短期農業体験の受入（宿泊費用や本町までの移動費用は自己負担）を実施。 短期農業体験後、選考のうえ最大２年間の基礎研修（野菜栽培技術の習得など）を実施。 研修期間中は、研修手当（125,000円／月）及び研修生活支援金（家賃補助最大27,000円／月）を支給するとともに、生活必需品（ＩＨ調理器等）を無償で貸与。 研修生が希望する場合、ＪＡ木野（宅建）の協力により賃貸物件を紹介する。		音更町農業再生協議会事務局（音更町役場経済部農政課農政係） TEL:0155-42-2111
110	士幌町	担い手確保育英事業	町内に新規に就農すると見込まれる者（町内に10年以上在住歴があること）及び農業経営をしてから5年以内の者	農業大学校養成課程への入学金・入学検定料・授業料・教材費・寮費（食費を含む）・資格取得費等で、農業大学校に直接納付すもの。 新規就農者50万円、農業経営継承者は25万円まで。研修部門を受講する者は1万円まで。		士幌町役場産業振興課 TEL:01564-5-5220
		新規就農者農地確保円滑化支援事業	町内で新規就農し、農業経営を始めてから5年以内の者	農地の賃借料の1/2（限度額50万円/年）を助成する。 ただし、3親等内の親族からの賃借は対象外。		
		農業技術習得支援事業	町内で農業を自ら営む者、または従事している者並びにまたは従事することが確実と見込まれている者。 ただし、従業員は雇用期間が6か月以上で今後も農業に従事することが見込まれている者。	北海道立農業大学校などの公的研修期間が実施している短期農業研修の受講に対し、必要な経費を、予算の範囲内において助成するもの。		
111	上士幌町	農業担い手育成助成事業	次の条件を全て満たす者 ・新規就農者及び農家子弟にあつては独立した経営体を営もうとする者 ・青年等就農計画若しくは農業経営改善計画の認定を受けた者 ・申請時に町内に居住している者 ・上士幌町農業再生協議会において承認された者 ・経営体の農業経営に関する主宰権を有していること	経営体に対し、１カ月あたり８万円を３６カ月以内に限り助成する。		上士幌町役場農林課 TEL:01564-2-4292

■新規就農支援概要（令和５年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
112	新得町	新規就農者育成支援条例に基づく支援		以下の通り		新得町産業課農政係 TEL:0156-64-0525 https://www.shintoku-town.jp/sangyou_kankou/nougyou/sinkisyuunou_sien/
		経営開始支援補助金	○新規就農者 ・町内実習を原則2年以上 かつ ・概ね50歳未満 (1)新たに町内において個人で農業を営もうとする者	○内容 営農に必要な機械の導入又は賃借に要する経費及び、農業用施設を整備・改修する経費の2分の1を上限として補助する。 ただし、酪農の場合はこの補助金又は搾乳牛導入支援のいずれかとする。 ○補助限度額 畑作： 500万 野菜： 500万 酪農： 500万 肉牛： 500万 しいたけ：100万 その他農業経営：100万		
		公社営農場リース事業の賃借料補助	(2)新たに町内において2名以上で農業を共同で営もうとする者 ○経営規模 ・畑作：経営面積10ha以上	○内容 公社営農場リース事業により、施設等の貸付を受けた者に対して、5年間を限度に賃借料の一部を助成。 ○助成内容 賃借料の2分の1(年150万円を上限、最長5年)		
		新規就農支援資金	(野菜経営は2ha以上) ・酪農：搾乳牛20頭以上 ・肉牛：繁殖牛20頭以上または育成牛200頭以上 ・しいたけ： ホダ木3,000本以上 ・その他農業経営：農業所得が概ね150万円以上	○内容 新規就農者の認定を受けた者に対して、就農資金を次の通り貸し付けする。 ○貸付内容 10年返済（うち据置3年）、無利子 畑作： 500万 野菜： 300万 酪農：1,000万 肉牛：1,000万 しいたけ：300万 その他農業経営：300万		
		搾乳牛導入支援		営農開始から５年以内に搾乳牛(初妊牛)10頭を無償譲渡（導入相当額800万円を上限） ただし、譲渡から3年以内に同頭数の雌のヌレ仔を返納。 (酪農経営の新規就農者は、経営開始支援補助金又は搾乳牛導入支援かいずれかを選択)		

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
112	新得町	JA新得町 地域未来創造事業（経営開始応援資金）	○概ね50歳以下で、町内で2年以上の研修経験があり、自営就農する者。 ○JA新得町の正組合員と認められること。	下記のとおり資金を貸し付けし、営農開始から10年間について、償還免除申請により認められた者は償還免除となり、10年経過後は貸付金全額が個人の資産となる。 ○畑作経営 ・経営規模が20ha以上30ha未満の場合は、最大貸付額500万円 ・経営規模が30ha以上の場合は、最大貸付額1,000万円 ○畜産経営 ・経営規模が20頭以上30頭未満の場合は、最大貸付額500万円 ・経営規模が30頭以上の場合は、最大貸付額1,000万円 ※支援資金貸付実行と同時に、経営形態及び経営規模に沿った基準により農協への出資を行う必要あり	平成30年3月1日から令和6年2月29日までの間に新規就農で経営を開始した者。若しくは、最終年度までに新規就農を目指し研修を開始した者で、当組合の正組合員資格を取得した者。	新得町農業協同組合 営農部経営課 TEL:0156-64-6499 https://www.ja-shintoku.or.jp/
113	芽室町	芽室町新規就農者支援	45歳以下の個人経営者（配偶者又は同居の親族を有し、農用地等を保有せず本町で農用地等を新たに取得、又は借り受けて就農する者。ただし、他市町村で農業経営を行っている者が、本町に転入して農業経営を開始する場合を除く。）	・経営開始の日から5年以内に賃貸借により賃借した農用地等の年間賃借料の3分の1を補助（賃借年から5年間を限度） ・経営開始の日から5年以内に農用地、農業用施設、機械及び家畜等の取得のために借り入れた農業関係制度資金の借入金償還利子のうち融資利率の0.5パーセント相当額を補助（借入年から5年間を限度） ※上記の補助金の合算額は、1人につき単年度で50万円を限度とし、累計額は、1人につき250万円が限度		芽室町役場農林課農業振興係 TEL : 0155-62-9725 FAX : 0155-62-3757 MAIL : n-nougyou@memuro.net
114	更別村	更別村新規就農者受入特別措置条例	○対象者 ・20歳以上50歳未満の者 ○要件 ・自立した農業経営を営む能力と経験を有し、村長の認定を受けた者	○この条例による新規就農者の認定を受けた者 ・就農計画を達成するために必要な農用地等の賃貸借契約（営農初年度に締結したものに限る。）を締結している期間の内、営農初年度から5年間に係る賃貸料の2分の1に相当する金額を助成する。 ・営農初年度から3年の間、毎年度100万円を助成する。 ・就農計画を達成するために必要な農地等を取得するために借り入れた資金に係る金利について、営農初年度から5年の間、毎年度支払いする金利の2分の1に相当する金額を助成する。	定めなし	○窓口 ・更別村産業課 https://www.sarabetsu.jp/shigoto/agri/shinkisyuunou/
	更別村農業協同組合	新規就農者受入促進対策事業規定				○窓口 ・更別村農業協同組合経営相談課

■新規就農支援概要（令和５年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
115	大樹町	新規就農者誘致事業	経営主の年齢が概ね20歳以上45歳以下の者で、原則として配偶者若しくは同居の親族を有する者又は3名以上で農業共同経営を行う者で、次の一に該当する者 ・酪農経営においては、乳牛の飼養頭数が概ね30頭（成牛換算）以上の経営計画を有する者 ・肉牛経営においては、専用種が概ね30頭（繁殖成牛）以上又は乳用種が概ね100頭以上の経営計画を有する者 ・畑作経営においては、農用地面積が概ね15ha以上を確保できる者	○奨励金 （１）農用地利用権設定期間の賃借料又は農地保有合理化促進特別事業による農用地及び農業用施設の利用権設定期間の賃借料にあつては、当該賃借料の額の2分の1に相当する額とし、その期間は、経営を開始した年を第1年次として、5年の範囲内の期間 （２）北海道農業開発公社が実施する公社営農場リース円滑化事業に係る賃貸料にあつては、当該賃貸料の額の2分の1に相当する額とし、その期間は、5年間の賃貸契約期間 （３）経営自立安定資金にあつては、1年につき100万円とし、その期間は、経営を開始した年を第1年次として、5年の範囲内の期間 （４）新規就農に伴い取得した土地以外の農業用施設等に係る固定資産税にあつては、当該農業用施設等に賦課される固定資産税の額に相当する額とし、その期間は、経営を開始した年を第1年次として、次に定める範囲内の期間。ただし、住宅等の農業用以外のものは除く ア 第1年次に取得したもの 3年 イ 第2年次に取得したもの 2年 ウ 第3年次に取得したもの 1年 ・（２）と（３）は、重複して受け取ることはできない ・1年間に交付される奨励金の額は、個人にあつては300万円、農業共同経営を行う者にあつては500万円が上限		大樹町役場農林水産課 TEL:01558-6-2115
		新規就農者受入助成事業	町内の農家及び農業生産法人のうち、大樹町農業担い手センター（以下「センター」という。）が受入農家として選考した農家及び農業生産法人	○謝金等 ・実習生の実践的な農業生産管理技術等の習得を支援するため、受入農家に対して、実習に係る指導経費及び謝金を支給 ・休農日を除き、引き続き1か月以上3年間以内の実習を行った受入農家に対し支給 ・謝金等の額は、実習生1人につき1日当たり1,000円とし、町及び大樹町農業協同組合がそれぞれ2分の1を支給。ただし、受入農家が大樹町農業協同組合の組合員でない場合の謝金等の額は町が支給する500円		
116	広尾町	新規就農希望者	40歳以下・夫婦またはカップルであること	1. 研修期間中の住宅確保・研修施設の斡旋（個人農家・法人農家）・農業次世代人材投資事業等支援 2. 農地保有合理化事業及び農場リース事業により、農用地等の賃貸借期間（5年以内、特別な事由の場合は5年以内の延長）または、農業経営強化法による利用権設定期間内5年間にかかる賃借料2分の1の相当額を交付。 3. 農業制度資金（個人7千万円、共同1億円を限度）の貸付利率3.0%を超える分について5年間利子補給。 4. 固定資産税の相当額を限度として3年間交付。		広尾町農業担い手育成センター J Aひろお内

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
117	幕別町	幕別町新規就農者支援事業	心身ともに健康で近代的な農業経営を維持管理する能力を有し、年齢が概ね50歳未満で個人経営を行う者若しくは年齢が50歳未満の者が半数以上参加して共同経営を行う者で、農用地及び農業用施設等を保有せず、本町の区域内において農用地を取得し、又は借り受け、新たに就農する者（ただし、他市町村において既に農業経営を行っている者が、本町に転入して農業経営を開始する場合を除く。）	(1) 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営基盤強化促進事業又は公共団体若しくは公共的団体が行う事業又は農業経営計画に基づく農用地等の賃貸契約を締結した場合は、当該契約による最初の賃貸料の支払日の属する年度から5年間に係る賃貸料の2分の1に相当する奨励金 (2) 農業経営に必要な農用地等を取得した場合は、最初の取得に限り、当該固定資産税が課されることとなった年度から5年間に係る固定資産税に相当する奨励金 (3) 農業経営に必要な農業地等の取得又は家畜等を導入するために、農業金融制度総合推進会議が認定した農業関係制度資金を借り入れする場合は、借入年度から5年間に係るその約定償還利息のうち借入利率1.0%に相当する利子補給金。この場合、利子補給金を受ける者が負担する利子補給後の利率は、0.5%を下回らないものとする。		公益財団法人幕別町農業振興公社 TEL:0155-57-2711 http://www.makubetsu-nsk.com/
		まくべつ農村アカデミー研修生支援事業	まくべつ農村アカデミーのフロンティアコース、ニューファーマーコース及びリーダーコースの研修を受講する者	(1) 大型特殊免許及びけん引免許の取得に係る経費の2分の1に相当する奨励金。ただし、50,000円を限度とする。 (2) 北海道道立農業大学の一般研修及び農業機械研修の受講に係る経費の2分の1に相当する奨励金。ただし、5,000円を限度とする。		
118	池田町	池田町新規就農者支援育成事業	町長より青年等就農計画の認定を受け新たに農業経営を開始する者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの。 (1) 年齢20歳以上55歳未満の者 (2) 法人であって、当該法人が営む農業に従事すると認められ、かつ、前号に該当する者が役員の過半数を占めるもの	① 経営開始から3年以内に賃借した農用地の賃借料に対する補助（年間賃借料の2分の1。補助期間：10年） ② 経営開始から3年以内に農用地、農業用施設、機械、家畜等の取得のために借入れした農業関係制度資金の借入金償還利子に対する補助（融資利率の1%相当額以内。一の会計年度における補助金の額は、個人50万円、法人80万円を限度とする。補助期間：10年間） ③ 経営開始から3年以内に取得した農用地、農業用施設、機械等に賦課される固定資産税相当額に対する補助（固定資産税相当額の2分の1。補助期間：10年） ④ 経営の安定化を図るための資金に対する補助（1年目は100万円、2年目以降は50万円。補助期間：5年）		池田町産業振興課農政係 TEL:015-572-3118

■新規就農支援概要（令和５年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
119	豊頃町	豊頃町青年就農給付金事業	新規就農者	1. 経営開始直後の新規就農者に対して給付金を給付する 2. 給付金の額は1人あたり年間150万円、給付期間は最長5年間 3. 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は夫婦合せて年間225万円を給付する （1）家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること （2）主要な経営資産を夫婦で共に所有していること （3）夫婦共に人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられていること又は位置づけられることが確実と見込まれていること		豊頃町役場産業課 TEL:015-574-2217 nosei@town.toyokoro.lg.jp
		豊頃町新規就農者誘致特別措置	新規就農者	1. 個人経営を始めようとする者で、次の事業において農用地、農業用施設等の賃借契約を締結する場合は、その期間中、初年度から5年以内に要する賃借料の2分の1の奨励金を交付する （1）農地保有合理化促進事業 （2）長期貸付農農地保有合理化事業 （3）公社営農場リース事業 2. 個人経営・共同経営を始めようとする者で、農業経営に必要な農用地、農業用施設及び家畜等を取得、導入するために借り入れた農業経営基盤強化資金のうち21世紀農業フロンティア融資事業の対象となった資金について、借入額15,000万円を限度としてその利子に対し、借入年度から12年間0.8パーセントの利子補給をする		
120	本別町	新規就農予定者等支援事業（営農実習補助）	町内で農業経営を開始することを目的に、農業技術を習得しようとする者（原則50歳未満）	実践的な営農実習を通じた、就農に必要な生産技術や経営管理方法等の習得に対する補助 ・月額15万円（新規就農予定者認定を受けた月から2年以内）		本別町農業担い手育成センター 〒089-3392 北海道中川郡本別町北2丁目4番地1（本別町農林課内） TEL：0156-22-8126 Mail：nousei@town.honbetsu.hokkaido.jp HP：https://www.town.honbetsu.hokkaido.jp/web/industry/details/sinkishunou.html
		新規就農予定者等支援事業（家賃補助）		営農実習中に居住する住宅の家賃補助 ・家賃の2分の1を補助（月額1万円限度で、新規就農予定者認定を受けた月から2年以内）		
		新規就農者支援事業（農業経営開始補助）	一定期間農業技術等を習得し、農業経営を開始する人または、農業を経営する3人以上で法人経営を行う農業者（原則50歳未満）	種子・肥料、農薬等営農資材の購入費、および、農地や機械、家畜等の取得に要した借入金償還利息・賃貸料に対する補助 ・5年間で1,000万円補助（年200万円限度）		
		新規就農者支援事業（固定資産税補助）		農用地や農業用施設、機械等にかかる固定資産税相当額に対する補助 ・固定資産税相当額を賦課年から5年間補助		

■新規就農支援概要（令和５年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
121	足寄町	足寄町新規就農者等誘致 促進条例	①新規就農志向者～本町 において農業経営によっ て自立しようとする意欲 と能力を有すると認めら れ、かつ年齢が概ね23歳 以上45歳未満の者	①営農実習奨励金～月額15万円（２年以内） 実践的な営農実習を通じて就農に必要な生産技術や経営方法等の習得に 対する奨励	募集期間～随時 人数～要相談	足寄町農業再生協議会 事務局 役場経済課農業振興室 〒089-3797 北海道足寄郡足寄町北1条4 丁目48番地1 TEL:0156-28-3861 FAX:0156-25-5706
			②新規就農者～就農に必 要な生産技術や経営管理 方法等の実践的な営農実 習を終了し、農業経営を 開始する新規就農志向者 及び営農実習と同程度の 経験を有していると認め られる概ね23歳以上45歳 未満の個人又は法人	②農業経営開始奨励金～月額167千円（ただし年額200万円上限）経営開 始月から３年間 農業経営の開始に必要な出資金及び賦課金、積立金、負担金、その他営 農及び生活等、農業経営の維持発展に対する奨励		
			③受入農業者～本町に居 住し、本町の区域内にお いて健全な農業経営を行 う者で新規就農志向者 に対して営農実習指導を行 うことができる個人及び 法人	③営農指導交付金～月額 ５万円（４年以内） 新規就農志向者に対して行う就農に必要な生産技術や経営管理方法等の 指導に対する交付金		
		足寄町農業後継者就農育 成資金貸付条例	親等の農業を継承し、又 は農業に従事している農 家子弟等で、就農開始後 ３年以内に町長が「認定 後継者」に認定した者	営農技術及び経営能力等の向上を目的とした研修費、調査研究費、実験 資材費及び新規事業等に要する必要な費用として認定後継者１人あたり 200万円以内の貸付。 ※資金の償還時において、現に親等の農業経営を継承し、又は農業に従 事しており、将来、親等の農業経営を継承することが確実であると認め られるときは100万円を限度に資金の債務を免除することができる。		役場経済課農業振興室 〒089-3797 北海道足寄郡足寄町北1条4 丁目48番地1 TEL:0156-28-3861 FAX:0156-25-5706
122	陸別町	営農実習奨励金	23歳以上50歳未満	実習期間中、月額15万円、3年以内。		ninaite@rikubetsu.jp https://www.rikubetsu.jp/
		農業経営開始奨励金	23歳以上50歳未満	就農時、年額600万円。経営開始年のみ。		
		経営自立補助金	23歳以上65歳未満	農地のリース料への支援 年間賃料の1/2経営開始年から5年以内、固 定資産税相当額の補助 経営開始年の翌年から5年以内、制度資金利用 時の利子補給、経営開始年の翌年から5年以内		

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
123	釧路市	新規就農者奨励金	市内において新たに農業経営を行う者のうち、心身ともに健康で近代的農業経営を維持管理する能力を有する者であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。 (1) 成年者で市内に住所を有するもの (2) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項の認定後1年以内のもの (3) 農業若しくは農業関連業務の経験を2年以上有するもの又は農業実習受入れ農家で同等の研修を受けたもの	新規就農奨励金100万円を交付		釧路市産業振興部農林課 TEL : 0154-31-2552 FAX : 0154-31-2553 mail : no-nourin@city.kushiro.lg.jp
124	厚岸町	厚岸町新規就農者誘致条例	経営責任者の年齢が概ね23歳から40歳未満の者で、配偶者又は18歳から60歳未満の同居の親族を有し、新たに酪農経営を行う者。または、概ね20歳から30歳未満の3人以上共同により酪農経営を行う者	【奨励金および利子補給金】 ①次の事業による農用地、農業用施設、乳牛および農業用機械の賃借契約を締結している期間（原則5年以内）に係る賃借料の1/2の奨励金 ア 公益財団法人北海道農業公社が行う農地保有合理化事業 イ 公益財団法人北海道農業公社が行う公社営農場リース事業 ウ 農業協同組合が行う農場リース事業 エ 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく利用権設定等促進事業 ②賃借料の1/2の奨励金の交付を受けた施設等に対し、固定資産税が賦課された年度から5年間、固定資産税の額を限度とした奨励金 ③農業経営に必要な施設等の取得および導入のため、就農者が売り渡しを受けた年度から5年間に借り入れした農業関係制度資金に対して、個人経営については5000万円、共同経営については8000万円を限度として、その利息に対し借り入れ年度から5年間、2.0%を超える分の利子を補給		厚岸町 TEL:0153-52-3131 https://www.akkeshi-town.jp/
		厚岸町新規就農者誘致条例施行規則	新規就農予定者で認定された者	新規就農のための準備に要する費用として、一経営体あたり200万円の新規就農準備金を交付する		
	厚岸町 (JA)	就農準備金等	新規就農予定者で認定された者	新規就農のための準備に要する費用として、一経営体あたり250万円の新規就農準備金を交付する		釧路太田農業協同組合 TEL:0153-52-7151 http://www.ja-kushirooota.or.jp/
		研修特別手当	夫婦で研修の場合	月額35万円支給（受入農家負担25万円、JA助成10万円）		

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
125	標茶町	標茶町新規就農者誘致特別措置条例	就農時の年齢が概ね45歳以下の心身ともに健康で自立した農業経営を営む能力と経験を有する者で、専業で配偶者若しくは同居の成人親族との家族経営を行う者、3名以上で農業協同経営を行う者または農業法人構成員として新たに経営に参画する者	《新規就農研修生》 ①賃貸住宅の家賃助成 月額家賃の2分の1以内を助成。 ②交通費の助成 実習先までの距離が片道2km以上の場合、毎月の実習日数往復積算距離に10円を乗じた額を10,000円を限度として助成。 ③研修経費助成 （1）研修及び実習を受けさせるにあたり実習生に対し加入する傷害保険または労災保険の加入金額の3分の2以内を助成。 （2）各種研修会参加にあたりかかる経費であり、参加負担金、参加するための旅費等を助成。		標茶町農林課農業企画係 https://town.shibecha.hokkaido.jp

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
125	標茶町	標茶町新規就農者誘致特別措置条例	就農時の年齢が概ね45歳以下の心身ともに健康で自立した農業経営を営む能力と経験を有する者で、専業で配偶者若しくは同居の成人親族との家族経営を行う者、3名以上で農業協同経営を行う者または農業法人構成員として新たに経営に参画する者	《新規就農者》 奨励金及び利子補給金 ①次の事業による農用地、農業用施設、乳牛及び農業用機械の賃借契約を締結している期間(原則5年以内)に係る賃借料の4分の1の奨励金(J A しべちやも同額支援) (1) 公益財団法人北海道農業公社が行う農地保有合理化事業 (2) 公益財団法人北海道農業公社が行う公社営農場リース事業 (3) 農業協同組合が行う農場リース事業 (4) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づく利用権設定等促進事業 ②経営開始後3年以内に取得した農用地及び農業用施設等に係る固定資産税相当額を経営開始後最初に賦課された年度から起算して5年間の助成 ③農業経営に必要な農用地及び施設等の取得並びに家畜等を導入するため、経営開始の属する年度から5年間に借入れした農業関係制度資金に対して、個人経営については5,000万円、共同経営については8,000万円を限度として、その利息に対し借入年度から5年間定められた利率のうち年2.5%以内の額の利子を補給。 ④経営継承型就農支援として継承資産額の8分の1相当額の助成。 就農一時金 ①新規就農のための準備に要する費用として、一経営体あたり100万円の新規就農準備金を交付。(J A しべちやも同額交付)		標茶町農林課農業企画係 https://town.shibecha.hokkaido.jp
126	弟子屈町	弟子屈町新規就農者誘致特別措置条例に基づく奨励金事業	20歳から45歳までの配偶者を有し、新たに農業経営をする者。	奨励金等事業 1. 農場リース事業や農用地の賃借料の1/2(5年間) 2. 固定資産税相当額、5年間助成 3. 準備金100万円交付 4. 経営開始から5年内の農業関係の資金に対し借入年度から5年間、利率の2.5%以内の利子補給を助成 5. 農業経営継承事業により継承した年から5年間、継承資産額の1/8以内150万円を上限に助成		弟子屈町役場農林課 TEL 015-482-2936

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
127	鶴居村	新規就農者等対策補助金	1. 新規就農予定者 2. 新規就農者 3. 村長が特に認めた者	1. 新規就農予定者→研修費用として、研修開始から一人当たり月額85,000円を2年間補助。 2. 新規就農者→①農地売買事業、公社営農場リース事業等により農用地及び農業用施設等の賃貸借契約をしている期間又は、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権設定期間のうち賃貸料の2分の1を5年間補助。②経営安定支援金として、就農年度から1農場当たり毎年100万円以内を3年間補助。	特になし	鶴居村役場 産業振興課 農政係 TEL:0154-64-2114 HP:https://www.vill.tsurui.lg.jp/kanko_sangyo_bunka_sports/keizaisangyo/nogyo/975.html
		新規就農候補者育成支援事業	新規就農候補者	研修期間（1年以内）中1名当たり月額150,000円を1年間補助。	特になし	釧路丹頂農業協同組合 営農部 農業支援課 TEL:0154-64-6360 HP:https://www.ja-kushirotancho.or.jp/farming/
		新規就農候補者支援事業	新規就農候補者	研修期間中1名当たり月額200,000円を補助。（ただし、行政の月単位の支援と合算した上での費用上限となる。）		
128	白糠町	白糠町新規就農者等支援事業	新規就農者	1. 施設整備等助成事業：農業経営に必要な牛舎、育苗施設、施設野菜ハウスなど農業用施設の建設・増改築費用、トラクターや耕運機など農業用機械の購入費用、牛・馬・羊など家畜を導入する費用に対して、実費負担額の1/2上限1,000万円まで助成します。 2. 農用地取得・賃貸借料助成事業：農地を購入した場合は、農地の購入費用の1/2で上限150万円まで助成します。また、賃貸借した場合には、賃貸借料の1/2で年間30万円を上限に、最大で5年間助成します。 3. 鳥獣被害防止対策助成事業：農地の鳥獣被害対策用のシカ柵の設置費用に対して、資材費10/10(上限単価が国事業に準じる)、施工費3/4相当額(900円/㎡)で上限500万円まで助成します。 4. 新規就農者支援事業：新規就農者の経営の安定を図るため、1人当たり100万円を最大5年間支援します。※国の新規就農者育成総合対策に、町が上乗せ助成します。 5. 家賃助成事業：新規就農した日の翌月から、月々の家賃の1/2(上限2万円)以内に額を助成します。助成期間は最大で5年間です。 6. 農場実習生受入支援事業：就農体験を目的とした実習生を受け入れた認定農業者に対し、1人あたり月額3千円、最大150日分まで支援します。 7. 新規就農希望者交通費助成事業：新規就農を希望する方が、視察や研修目的で来町した場合、道内は1万円、道外は2万円を上限に交通費を助成します。	令和5年10月31日まで	白糠町役場経済部経済課農政係 TEL:01547-2-2171 FAX:01547-2-4659 HP： https://www.town.shiranuka.lg.jp/

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
129	根室市	①新規就農確保対策事業	就農研修者及び新規就農者並びに将来、酪農に対して意欲のある者。	新規就農者に対して、就農支援金として300万円の助成。		①～④ 根室市水産経済部農林課 農政担当 TEL:0153-23-6111（内線2266） HPアドレス： https://www.city.nemuro.hokkaido.jp/lifeinfo/kakuka/suisankeizaibu/nourin/index.html ⑤ JA道東あさひ根室支所 営農課 TEL：0153-22-2121
		②新規就農者リース料支援事業		新規就農者に対して、営農開始年度から3年間（農用地等の契約締結年度の翌年から）農用地等に係る貸付料1/3以内を助成。ただし、助成上限は300万円を上限。		
		③新規就農者負担軽減支援事業		経営開始後最初に賦課された翌年度から3年間に於いて、土地等に係る固定資産税相当額に対して年25万円、3か年合計75万円を上限に助成。		
		④担い手確保対策事業【JA】		新規就農者に対して、就農支援金として300万円の交付及び農場リース事業及び農地保有合理化事業の貸付料に対して借入翌年度から3年間1/3以内で貸付上限300万円（年100万円上限）助成。		

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
130	別海町	新規就農対策事業	新規就農者	町内に新規に農業を開始する者に300万円/戸を補助		別海町産業振興部農政課 https://betsukai.jp TEL 0153-74-9251
		新規就農者リース料支援事業	新規就農者	補助事業等を活用し期間中の貸付料の助成 貸付料1/3 上限100万円 最大3年間		
		新規就農者負担軽減支援事業	新規就農者	就農後3年間、固定資産税相当額の助成 上限25万円		
		新規就農者定住継承事業	新規就農者	離農跡地へ新規就農する際の住宅・施設の改修費用に対する助成 上限100万円		
		生産牛導入支援事業	新規就農者	牛導入費用に対する助成 上限150万円		
		担い手確保対策事業	理事会において 新規就農認定書を受けた者	就農支援資金(300万円)を交付		JA道東あさひ 営農部営農振興課 TEL:0153-75-2202
		担い手確保対策事業	理事会において 新規就農認定書を受けた者	農場リース円滑化事業及び農地保有合理化事業の貸付料に対し 借入年度の翌年から1/3以内助成		
		後継者ヘルパーの確保と 後継者育成奨励支援	後継者	3年間以上後継者ヘルパー登録と座学(別海高等学校農業特別専攻科、 又はJ A吾久里塾終了)受講ウィ条件に3年間満了時に100万円を給付		
		J A酪農ヘルパー職員確保と 新規参入者の育成支援	新規参入者(後継者含む)	2年間移譲の準職員ヘルパーとして業務。 退職後町酪農研修牧場での研修、別海高等学校農業特別専攻科の修了等を 条件に新規就農育成奨励金100万円を給付		
131	中標津町	J A中春別 新規就農支援助成金	新規就農者	新規就農者が営農開始にあたる経費について、運転資金、建物取得、畜 舎設計経費、環境整備等の経費に対し、300万円を最高限度とし助成す る。 また、生産資材に係る経費に対しては、100万円を最高限度とし助成す る。 乳牛導入については未經産牛10万円、経産牛8万円を助成。 (6ヶ月～48ヶ月の乳牛、上限10頭)		JA中春別 営農部経営相談課 TEL:0153-76-2241
		J A計根別 新規就農者・新規参入者 支援	新規就農者	(1)支援対策として、就農時100万円支援する ただし、出資金として振り替える。 (2)継続対策として、就農から3年目で上限300万円を支援する。 ただし、1年間の支援上限を100万円とする。		JA計根別 TEL:0153-78-2111
		中標津町農協 新規就農者支援事業	新規就農者(1)経験年数2 年以上で、営農意欲旺盛 な方。(2)年齢20歳以 上40歳未満のカップル。 (3)経営規模に見合っ た営農資金等が携行でき る方(概ね800万円以 上)	農場リース事業により就農の場合、助成上限300万円。農場リース以外 の場合、助成上限500万円。(ただし、年間リース料・資金償還額の 25%以内、営農開始後5カ年までとする。)		JA中標津営農部 経営相談課 TEL:0153-72-2903
		中標津町担い手創出協議 会による研修	中標津町農協内に係る農 業の担い手(新規就農 者・後継者・酪農従業 員・酪農ヘルパー)	2年間の座学研修(ルーキーズカレッジ)研修費用の負担は基本的には ありませんが、一部視察研修等での自己負担はあります。		

■新規就農支援概要（令和5年度）

NO.	市町村名	事業名	対象者・要件	支援の内容	募集期間・人数	窓口・問合せ先 HPアドレス
132	標津町	新しい農業経営者づくり事業	○研修希望者 ・研修時の年齢が概ね40歳未満で、就農時に配偶者を有する又は有することを見込む者、かつ研修後、町内において5年以上継続して就農する意思のある者	新規就農を希望する者に対し、指導農業士等の先進農家において最長2年間農業経営に必要な技術・知識等の研修を行ない、研修期間中、次の内容を支援する。 ・住宅料助成 住宅料の1/2助成(助成限度額 15,000円/月) ・傷害共済加入料助成 研修期間の共済加入料（助成限度額 20,000円/年間） ・研修・講習会（しべつディリースクール）参加	随時/要相談	標津町農業担い手育成総合支援協議会 標津町役場 TEL:0153-85-7244 http://www.ja-shibetsu.com/ninaite.html
		新規就農者支援事業	○新規就農者 ・標津町内で新たに農用地及び付帯施設等を取得し、または取得の目的をもって賃借権を受け営農を開始する者、かつ農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められた者	研修を修了し、標津町において新たに新規就農するものに対し、①就農時の環境整備、②農業用施設の改修、③農業用機械・乳牛の導入、④公社営事業等の貸付を受けた農用地、農業用施設の貸付期間におけるリース料の一部を支援する。 ・就農1年目は、①～④を対象に5,000千円(上限) ・就農2～3年目は、④の経費のうち、リース料の支払額を超えない範囲で各年5,000千円(上限) 新規就農後3年間合計 15,000千円以内		標津町役場 TEL:0153-85-7244
		農業担い手サポート推進事業		研修を修了し、標津町において新たに新規就農するものに対し、①営農に関する固定資産税の助成(全額助成・3ヶ年)、②酪農ヘルパー利用料の助成(1/2助成・3ヶ年)(研修、里帰りを目的として利用する事由)		
133	羅臼町	新規就農者対策	新規就農者	施設周辺の環境整備、施設等の簡易改修、乳牛の導入等に係る経費に対する補助（3,000千円の1/2以内）	通年	羅臼町役場産業創生課 TEL:0153-87-2128
				固定資産税の全額助成（3ヶ年）	制度継続中で該当者があった都度	
		移住・定住促進補助金	羅臼町への移住者	・引越支援補助金（最大100千円）※町外3年以上住んで転入した方 ・子育て世帯移住支援補助金（0～18歳の子1名あたり100千円）※5年以上羅臼町に定住する意思がある方 ・中古住宅取得・リホーム補助金（最大1,500千円）※他の類似補助を受けていない方 ・新築住宅支援補助金（最大2,000千円）※公務員および羅臼町からの出資、運営費補助、指定管理を受ける団体職員でない方	通年	羅臼町役場産業創生課 TEL:0153-87-2128 (制度担当課；企画振興課0153-87-2114)